

小売電気事業者による再エネ電源 先行拡大事業

助成金申請の手引き

Ver.2.1

令和6年12月

<令和6年度交付申請受付期間>
令和6年5月9日（木）から令和7年3月31日（月）まで

（お問い合わせ先）

公益財団法人東京都環境公社

東京都地球温暖化防止活動推進センター（愛称：クール・ネット東京）

〒163-0817

東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル 17階

TEL：03-6258-5313

ホームページ：<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/kouri-saiene-2>

受付時間：月曜日～金曜日（祝祭日及び年末年始を除く）

9時00分～12時00分、13時00分～17時00分



東京都地球温暖化防止活動推進センターとは

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第38条に規定され、地球温暖化防止活動の推進を図ることを目的とする一般財団法人の中から一つを、都道府県知事が指定するものです。東京都においては、財団法人東京都環境整備公社（現公益財団法人東京都環境公社）が平成20年2月4日に、東京都地球温暖化防止活動推進センターとしての指定を受け、同年4月1日に活動を開始しました。

《目次》

助成金を申請される皆様へ	1
1. 事業概要	2
1.1 目的（実施要綱第1条参照）	2
1.2 事業スキーム	2
1.3 申請手続きの流れ	3
1.4 用語の定義	4
2. 助成内容	5
2.1 助成対象事業（交付要綱第3条参照）	5
2.2 助成対象事業者（交付要綱第4条参照）	7
2.3 助成対象設備（交付要綱第5条参照）	11
2.4 助成対象経費（交付要綱第6条参照）	14
2.5 助成金の額（交付要綱第7条参照）	18
2.6 交付の条件（交付要綱第11条参照）	18
2.7 契約等（交付要綱第12条参照）	19
3. 申請手続き	20
3.1 受付期間	20
3.2 申請書類	20
3.3 手続代行者（交付要綱第9条参照）	21
3.4 事業計画作成及び申請にあたっての留意事項	22
3.5 審査	26
3.6 交付決定（交付要綱第10条参照）	26
3.7 助成事業の開始から完了まで	26
3.8 助成金の額の確定及び助成金の交付（交付要綱第22条参照）	29
3.9 交付決定の取消し（交付要綱第23条参照）	29
3.10 助成金の返還（交付要綱第24条参照）	30
3.11 違約加算金（交付要綱第25条参照）	30
3.12 延滞金（交付要綱第26条参照）	30
3.13 他の助成金等の一時停止（交付要綱第27条参照）	30
3.14 財産の管理及び処分（交付要綱第28条参照）	30
3.15 電力供給内容等の変更（交付要綱第29条参照）	31
3.16 電力供給解除の制限（交付要綱第30条）	32
3.17 算出金の請求等（交付要綱第31条参照）	32
3.18 助成事業の経理（交付要綱第32条参照）	32
3.19 調査等、指導・助言（交付要綱第33条、34条参照）	32
3.20 個人情報等の取り扱い（交付要綱第35条参照）	33
3.21 その他	33
3.22 様式一覧	34

4. 申請書類提出方法.....	35
4.1 提出方法.....	35
4.2 お問い合わせ先.....	35
4.3 提出書類一覧.....	36
5. 申請書類について.....	43
5.1 添付資料に関する注意事項等.....	43
5.2 添付資料作成例.....	46
6. よくある質問.....	52
6.1 助成金制度について.....	52
6.2 助成対象について.....	52
6.3 申請方法について.....	53
6.4 その他.....	53

改定履歴

Ver.	更新年月	更新箇所	内容
Ver. 1.0	令和5年8月	-	初版
Ver. 2.0	令和6年7月	-	交付要綱改正に伴う改定
Ver. 2.1	令和6年12月	-	軽微な修正



助成金を申請される皆様へ

公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が実施する助成金交付事業については、東京都（以下「都」という。）の公的な資金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められています。公社としても、厳正な助成金の執行を行うとともに、虚偽や不正行為に対しても厳正に対処いたします。

「小売電気事業者による再エネ電源先行拡大事業」に係る助成金を申請される方、交付が決定し助成金を受給される方におかれましては、以下の点について十分にご認識された上で、助成金の申請又は受給を行っていただきますようお願いいたします。

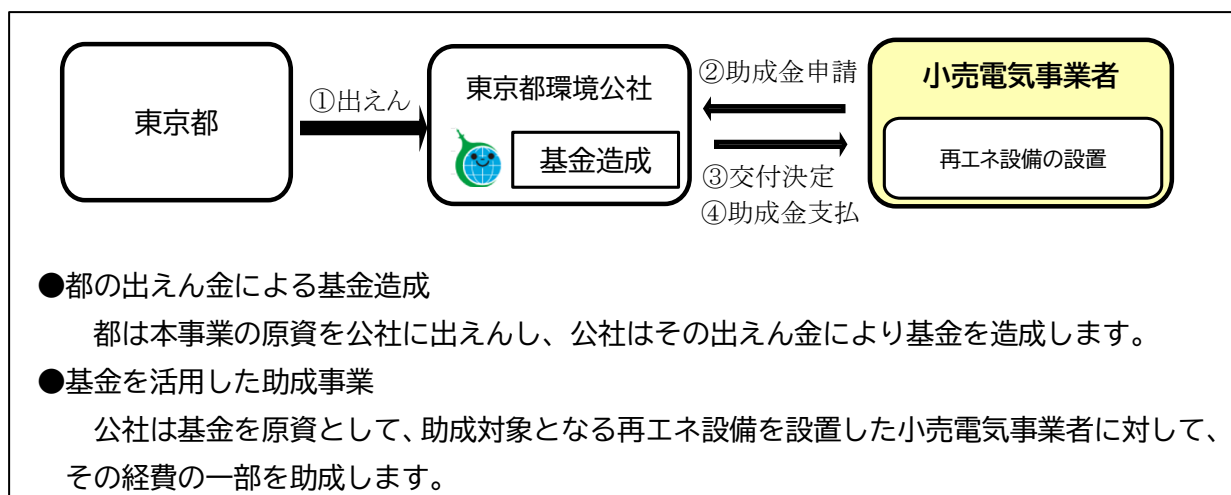
1. 本事業の実施については、「小売電気事業者による再エネ電源先行拡大事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）及び「小売電気事業者による再エネ電源先行拡大事業助成金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）に基づいて行われます。
2. 助成金の申請者が公社に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記載があってはなりません。
3. 助成金で取得し、整備し又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該取得財産等の処分制限期間内に処分（助成金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄することをいう。）しようとするときは、あらかじめ処分内容等について公社の承認を受けなければなりません。また、その際に助成金の返還が発生する場合があります。なお、公社は、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
4. 公社は、申請者その他の関係者が、偽りその他の手段により手続きを行った疑いがある場合は、必要に応じて調査等を実施し、不正行為が認められたときは、当該関係者に対し、相当の期間、助成金の交付決定の停止等の処分を行い、その名称及び不正の内容を公表します。
5. 前記事項に違反した場合は、公社からの助成金交付決定及びその他の権利を取り消します。また、公社から助成金が既に交付されている場合は、その金額に加算金（年率 10.95%）を加えて返還していただきます。

1. 事業概要

1.1 目的（実施要綱第1条参照）

小売電気事業者による再エネ電源先行拡大事業（以下「本事業」という。）は、小売電気事業者による再生可能エネルギー発電設備（以下「再エネ設備」という。）の開発を促進することで、小売電気事業者による再生可能エネルギー電力の東京都内（以下「都内」という。）への供給拡大を目的として行うものです。

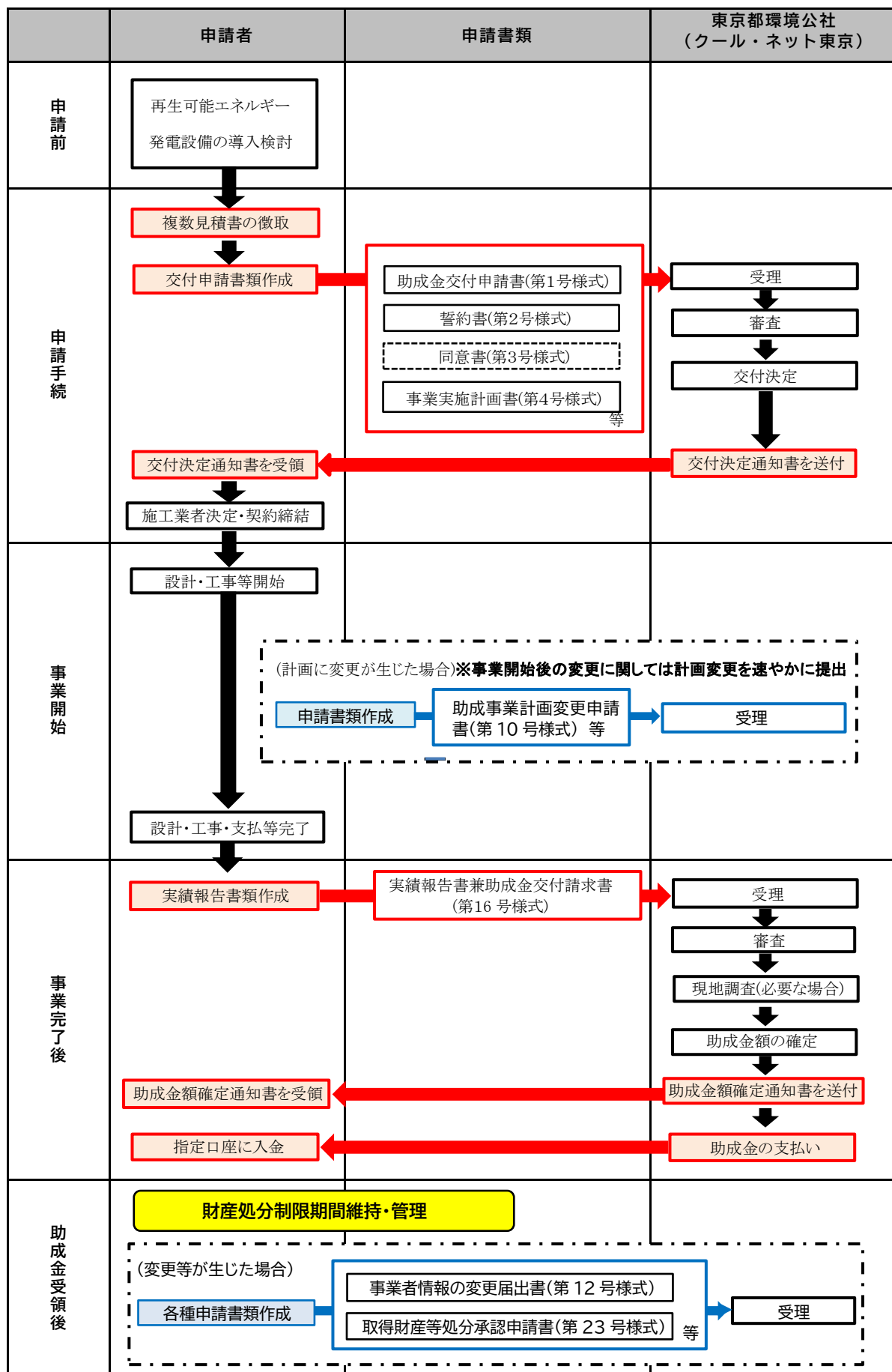
1.2 事業スキーム



- 事業実施期間：令和5年度から令和7年度まで（助成金の交付は令和8年度まで）
- 本事業の累計予算額：13億5000万円

1.3 申請手続きの流れ

※複数年度に跨る事業の場合や複数の設置場所がある場合は、全ての工事が完了した後にまとめて実績を報告してください。



1.4 用語の定義

本事業における用語の定義は、次のとおりです。

用語	定義
再生可能エネルギー発電設備（再エネ設備）	太陽光、風力、水力、地熱又はバイオマス熱を電気に変換する設備及び附属設備（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 9 条第 4 項の認定に係る発電に用いるもの※を除く。）をいいます。 ※FIT 制度又は FIP 制度認定事業に係る発電設備
再エネ設置地域	再エネ設備の所在地となる区市町村をいいます。 例：〇〇県 ■■■市 “△△町 上記の場合は■■■市になります。
再エネ率	東京都エネルギー環境計画書制度にて報告する、再生可能エネルギーを利用した発電による電気の供給の利用量の割合をいいます。
電力エリア	一般送配電事業者が託送供給を行う、全国の 10 の区域をいいます。

2. 助成内容

2.1 助成対象事業（交付要綱第3条参照）

助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、再エネ設備を新たに設置し、当該設備から得られた電気及び環境価値を一体不可分として、都内電力需要家に **10年以上**供給（※）する事業とします。

※再エネ設備に併設する周辺機器や、発電所内で利用される電気及び環境価値については、この限りではありません。周辺機器の例は次のとおりです。

- ・ パワーコンディショナー等（太陽電池が発電した直流電力を交流電力に変換する設備をいう。）
- ・ キュービクル
- ・ 当該設備を管理するための事務所内の照明、空調設備等

【助成対象事業の要件】

- ①都を供給区域とするみなし小売電気事業者（電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第2条第2項に規定する「みなし小売電気事業者」をいう。）が供給する低圧の規制料金メニューの料金又は高圧及び特別高圧の標準メニューの料金（ただし、助成対象事業の供給開始時点における料金とする。）を下回る料金設定である期間が **10年以上**であること。
- ②再エネ設備の設置に当たって、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ法」という。）に基づく再生可能エネルギー発電事業計画に関し資源エネルギー庁が発電設備種別ごとに策定する「事業計画ガイドライン」（最新版）を遵守し、適切な事業実施のために必要な措置をとること。
- ③再エネ設備の設置及び発電事業の実施に当たり、関係法令（立地する自治体の条例を含む。）の規定を遵守すること。
- ④以下のア又はイのいずれかを満たすものであること。ただし、**同一の受電地点において発電出力が50kW以上の再エネ設備を設置する場合は、以下のア及びイのいずれも満たしていること。**

アについて、自治体等が協定の締結を求めない場合においてはこの限りではありません。その場合には、当該自治体が協定締結を求めない意向である旨の記載書類（書式等は問いませんが、当該自治体の管理職以上の役職者が認めたことが分かる書類）を提出してください。

要件	
ア	再エネ設置地域の自治体等との間で、実施要綱第4条五に規定する再エネ設備等に設けられた給電用コンセントを利用した再エネ設置地域の住民への電気の提供等、非常時における助成対象設備の利活用に係る協定を締結すること。
イ	再エネ設置地域の自治体及び再エネ設備の設置場所の周辺地域に対する事前説明を行うこと。ただし、再エネ設備を建物の屋根に設置する場合は、自治体及び再エネ設備の設置場所の周辺地域に対する事前説明のいずれも、周辺地域へ

	<p>の事前周知の実施に代えることができる。</p> <p>※自治体へ事前説明を行った際、地域住民とのコミュニケーションを図るにあたり、配慮すべき地域住民の範囲や、説明会の開催や戸別訪問等具体的なコミュニケーションの方法について指示があった場合は、それに従い周辺地域に対する事前説明を行うこと。</p>
--	---

⑤以下のいずれかを満たすものであること。

	要件
ア	助成対象設備の設置に係る出資又は融資を、個人事業主にあつては、住所等、法人にあつては、本店又は主たる事務所の所在地が再エネ設置地域に属する事業者（以下「再エネ設置地域事業者」という。）又は再エネ設置地域の住民から受けること（申請者又は共同申請者自身を除く）。
イ	助成対象設備に係る施工又は維持管理を再エネ設置地域事業者に担わせること。
ウ	助成対象設備から得られた電気の需給管理を再エネ設置地域事業者に担わせること。
エ	その他公社が認める再エネ設置地域との関係構築を行うこと。

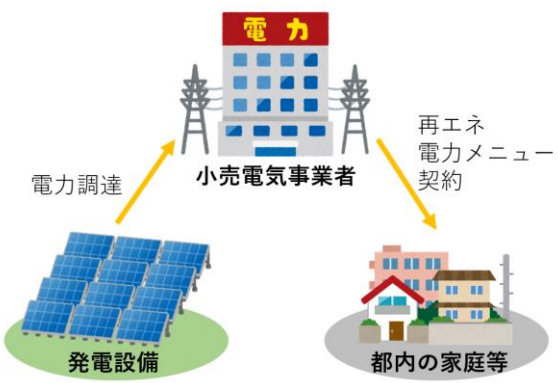
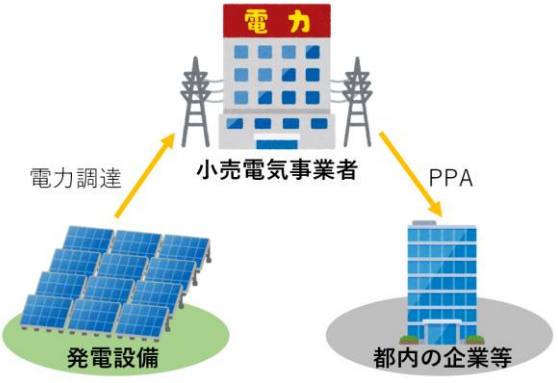
⑥2030 年度までに再エネ率を 50%以上とする目標を立て、達成に向けた計画を策定し、東京都エネルギー環境計画書制度にて提出する計画書上で示すこと。

⑦助成対象事業の実施内容に関する情報発信を行うこと。

⑧都の資金を原資とする助成金の交付を受けた、又は今後交付を受ける予定のある事業でないこと。

⑨再エネ設備から得られた電気及び環境価値を、再エネ電力メニューにより都内需要家へ供給する場合、当該再エネ電力メニューについて、東京都エネルギー環境計画書制度におけるメニュー別報告を 10 年間行うこと。

【助成対象となる主なスキーム】

再エネ電力メニュー	オフサイトコーポレート PPA※
<p>再エネ電力メニューによって都内の家庭等に電力供給するスキーム</p> 	<p>都内の企業等と PPA（電力販売契約）を締結し、電力供給するスキーム</p> 

※コーポレート PPA とは、需要家（企業等）が発電事業者から電力を固定価格で長期間購入する電力販売契約です。オンサイト PPA は助成対象外です。

2.2 助成対象事業者（交付要綱第4条参照）

（1）助成対象事業者について

都内に電気を供給する又は供する計画のある小売電気事業者で、助成対象事業を実施する者としてします。ただし、次の①及び②に掲げる者を除きます。

①	
ア	再エネ率が50%を超えている小売電気事業者（2.2(3)参照）
イ	エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年法律第72号）第7条第1項の規定による非化石電源割合が義務付けられた事業者（以下「高度化法対象事業者」という。）ただし、GF（グランドファザリング）対象の事業者を除く。

②	
ア	税金の滞納がある者
イ	刑事上の処分を受けた者
ウ	都から助成金等停止措置又は指名停止措置が講じられた者
エ	その他の公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められない者
オ	暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
カ	暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）
キ	法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者がある者

- ・ 小売電気事業者が再エネ設備を設置する発電事業者と共同して助成対象事業を実施しようとする場合は、当該発電事業者と共同で交付申請を行う場合に限り、助成金の交付対象とします。なお、共同で交付申請を行う発電事業者は、上記②に掲げる者を除きます。
- ・ 小売電気事業者又は共同で交付申請を行う発電事業者が、リース使用者として助成対象事業を実施しようとする場合は、以下の要件を全て満たすときに限り、助成金の交付対象とします。
 - 1 リース事業者とリース契約を締結し、又は締結しようとしていること。
 - 2 当該リース事業者が上記②に掲げる者ではないこと。
 - 3 当該リース事業者と共同で交付申請を行うこと。
 - 4 借主が本助成金の利益を受けられるよう、リース料金から助成金相当分が減額されていることが契約書または覚書等に規定されていること。

⚠【リース契約とは】

助成対象設備の所有者である貸主が、当該設備の借主に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該設備を使用収益する権利を与え、借主は、当事者間で合意した当該設備の使用料を貸主に支払う契約であって、次のア及びイに該当するものをいう。

- ア 借主が、当該契約に基づき使用する物件(以下「リース物件」という。)からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ当該リース物件の使用に伴って生じる費用を実質的に負担すべきこととされているものであること。
- イ 借主が本助成金の利益を受けられるよう、リース料金から助成金相当分が減額されていること。

※交付申請時はリース契約書等の案を、実績報告時には契約を締結したリース契約書等の写しをご提出ください。

(2) 交付申請時点で電力供給先や需要家が決まっている場合について

交付申請時点で電力供給先や需要家が決まっている場合、HPに掲載の「実施要綱第5条の2に係る事前申告シート」を交付申請に先立って公社へ提出することにより、その旨を申し出てください。

供給先や需要家が決まっている場合の例：

- ・ 電力販売契約締結が完了している場合
- ・ 電力販売について需要家へ提案済みの場合

交付申請時点で、電力供給先が都内かつ需要家が未定の再エネ設備を新たに設置する計画のある小売電気事業者にあつては、交付申請に先立った「実施要綱第5条の2に係る事前申告シート」の提出は不要です。

供給先や需要家が未定の場合の例：

- ・ 再エネ電力メニューによる供給の場合
- ・ 電力販売に関し、需要家の候補がない場合
- ・ 需要家の候補がいるが、需要家へまだ提案等を行っていない場合

(3) 再エネ率が50%を超えている小売電気事業者について

再エネ率が50%を超えている小売電気事業者であっても、交付要綱第4条第1項に規定するいずれかの要件を満たす場合には、本事業への交付申請が可能です。**交付申請前に公社へご相談ください。**

<交付要綱第4条第1項に規定する要件>

- 一 新しい技術の活用や、工夫を凝らした手法等による電源の開発を行う場合
- 二 事業者自身がこれまで開発実績のない新たな地域において電源の開発を行う場合

ただし、同規定の一を活用する場合には、審査会にて助成対象事業者として適当と認められた場合のみ、本事業への交付申請が可能です。本要件を活用される場合は、HP掲載の「交付要綱第4条第2項にかかる審査基準」(以下「審査基準」という。)をよくご確認ください。また、交付申請前に公社へ連絡し、申請を希望する再エネ設備設置計画について審査基準を満たすことの説明資料を作成し、公社へご提出ください。公社にて説明資料の内容を確認したのち、審査会開催のご連絡をいたします。

審査会にて、説明資料に基づき事業者ご自身で審査基準を満たすことを説明していただきます。助成対象事業者として適当と認められた場合、その旨を書面にて通知の上、交付申請を受理します。

説明資料提出先メールアドレス※
cnt-kouri-saiene@tokyokankyo.jp

※添付できるファイルの容量の上限は、概ね10MBです。

<交付要綱第4条第1項一を活用した交付申請までの具体的な流れ>

東京都エネルギー環境計画書制度における直近年度の再エネ率が50%を超え、本事業へ申請を希望する場合

↓

HP掲載の審査基準を確認し、申請を希望する再エネ設備設置計画が該当するか確認する

↓

説明資料を作成し、メールにて公社へ提出する

↓

公社による説明資料確認

※質問等をさせていただく場合があります。

↓

公社から審査会開催日のご連絡

↓

審査会開催

・結果は基本的には即日出ます。

・助成対象事業者として適当と認められた場合、後日通知書を発送します。

↓

助成対象事業者として適当と認められた場合、公社へ交付申請書を提出

※通知書を交付申請書の添付資料25としてご提出ください。

- ・ 「交付要綱第4条第2項にかかる審査基準」について
HP掲載の「交付要綱第4条第2項にかかる審査基準」を必ずご確認ください。
URL (<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/kouri-saiene-2>)

<交付要綱第4条第2項にかかる審査基準の概要>

1 新しい技術の活用や、工夫を凝らした手法等による電源の開発を行う場合

➢ 新たに実用化されたこれまでにない技術の活用(※1)や、工夫を凝らした手法

等(※2)であって、かつ、事業者自身がこれまでに開発、導入実績のない電源開発を行う場合が該当します。

※1：以下いずれかの場合

- ・ 国等が新たな技術に対し「実証・実験」「技術開発」「モデル事業」等の名目で補助や支援を行った事業につき、実際に事業化、商用化する場合
- ・ 国等の補助事業において「新しい技術」「工夫を凝らした手法」とされる電源開発の事業内容を実施する場合

※2：電源設置地域、自治体との共生や貢献等をプラスアルファで企画するなど、再生可能エネルギーの普及やイメージアップを促進する取組を付加する等の工夫を凝らして電源開発を行う場合

2 事業者自身がこれまで開発実績のない新たな地域において電源の開発を行う場合

- 開発実績のない電力エリアであれば、新たな地域とみなします。

- ・ 審査基準を満たすことの説明資料について、以下注意事項に留意しご作成ください。

<注意事項>

- ・ 申請を希望する再エネ設備設置計画の全ての設置場所や設備について、交付要綱第4条第2項にかかる審査基準を満たしていること

NG例1：2か所中1か所のみ審査基準を満たす。

NG例2：太陽光発電設備 50kW 中、40kW 分のみ審査基準を満たす。

- ・ 審査項目①または②の場合、国等の補助事業の補助事業者または実証協力者等であること
- ・ 共同申請者がいる場合、共同申請者においても審査基準を満たしていること
- ・ 国内で販売実績のない新型機器については、実証実験の結果信頼性が認められること
- ・ 説明資料の一つとして、交付申請様式の第1号様式と第4号様式の「1. 事業の概要」「2. 設備の概要」を提出すること
- ・ わかりやすく論理的な説明であること
例1：各種取り組み等がどの審査項目に対応しているのかわかりやすく説明
例2：事業者自身がこれまでに開発導入実績がない事業計画であることを、これまでの開発実績との対比で説明
- ・ 図表や写真の使用など、十分なエビデンスに基づく説得力があること
- ・ 公的資金の交付先として社会通念上適切な事業計画であること

- ・ 審査会で交付要綱第4条第1項の要件を満たす者として選定されたのち、交付要綱第8条に規定する交付申請を行ってください。また、その場合、新しい技術の活用や工夫を凝らした手法、又は事業者自身がこれまで開発実績のない新たな地域における開発であること等について、**積極的な情報発信**を行ってください（例：自社 Web サイトに電源開発の紹介動画を掲載する、イベントに出展し事業紹介をする等）。また、実績報告時に添付資料 19 としてご提出ください。（手引き 5.1(5)参照）

2.3 助成対象設備（交付要綱第5条参照）

助成対象設備は、次の要件に適合するものとします。

なお、助成金の交付決定にあたっては、交付要綱第11条「交付の条件」に定める事項を満たすものとします。

共通事項

（※下記1～6の再生可能エネルギー発電設備の共通事項）

次の全ての要件を満たすものとします。

- ①FIT 制度又は FIP 制度認定事業に係る発電設備に用いるものでないこと。
- ②未使用品であること。
- ③専ら設置した場所又は建物に電力を供給する設備ではないこと。

オンサイト PPA に用いる設備は助成対象外です。

※再エネ法に基づく再生可能エネルギー発電事業計画に関し資源エネルギー庁が発電設備種別ごとに策定する「事業計画策定ガイドライン」（最新版）に従ったものに限るものとします。

事業策定ガイドライン URL

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_legal.html#guide

1. 太陽光発電

次の全ての要件を満たすものとします。

- ①発電出力が 50kW 以上であること。ただし、発電設備を新たに複数設置し、電力販売契約（オフサイトコーポレート PPA）又は再エネ電力メニューに基づき都内電力需要家に供給する場合は、新たに設置する設備の出力の合計が 50kW 以上であること。
- ②太陽光発電システムを構成するモジュールが、一般財団法人電気安全環境研究所（JET）が定める JETPvm 認証のうち、モジュール認証を受けたものであること若しくは同等以上であること又は国際電気標準会議（IEC）の IEC61215-1 PV-FCS 制度に加盟する認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたものであること（認証の有効期限内の製品に限る。）。

※太陽光発電システムにおける発電出力は、太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの JIS 等に規定されている公称最大出力の合計値と、パワーコンディショナーの JIS に基づく定格出力の合計値のうち、いずれか小さい値（kW を単位とし、小数点以下を切り捨てる）とします。

2. 風力発電

発電出力が 1 kW 以上（単機出力 1 kW 以上）であること。

3. 水力発電

発電出力が1 kW 以上 1,000kW 以下（単機出力1 kW 以上）であること。

$$\text{発電出力 (kW)} = \text{水の流量 (m}^3\text{/s)} \times \text{有効落差 (m)} \times 9.8 \text{ (重力加速度)} \times \text{水車効率} \times \text{発電機効率}$$

※kW 単位の小点数以下を切り捨て

4. 地熱発電

特になし

5. バイオマス発電

※バイオマスとは、動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く）をいいます。

次の全ての要件を満たすものとします。

①バイオマス依存率が60%以上であること。

$$\text{バイオマス依存率} = \frac{\text{バイオマス(燃料)の発熱量の総和}}{\text{バイオマス発熱量の総和} + \text{非バイオマス発熱量の総和}} \times 100$$

$$\text{バイオマス依存率} = \frac{\sum_{n=1,2,3,\dots} (A_n \times B_n)}{\sum_{n=1,2,3,\dots} (A_n \times B_n) + \sum_{m=1,2,3,\dots} (C_m \times D_m)} \times 100$$

A: バイオマス利用量(kg/h)、複数種の場合はn=1,2,3…の総和

B: バイオマス低位発熱量(MJ/kg)

C: 非バイオマス利用量(kg/h)

D: 非バイオマス低位発熱量(MJ/kg)、複数種の場合はm=1,2,3…の総和

※都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則(平成13年東京都条例第34号)第3条第2項に規定するものとする

※ただし、離島及びへき地（離島振興法、小笠原諸島振興開発特別措置法、過疎地域自立促進特別措置法で規定する地域）については、②の要件を不要とします。

※バイオマス排水、家畜糞尿、食品残渣等のみを原料にする場合は、バイオマス依存率を100%とします。

②発電出力が10kW 以上であること。

※副燃料として、化石燃料（石油、石炭等）を常時使用することを前提とするものは、対象とはなりません。常時使用とは、常に燃料として使用することを指し、燃焼設備のスタートアップや急激な燃焼温度低下に対応するための補助燃料として使用する場合は、該当しません。

バイオマスコージェネレーション（熱電併給）を含みますが、熱利用設備に係る部分は助成対象外です。

6. 1～5の組み合わせ (複数の組み合わせによる再生可能エネルギー発電の場合)

再生可能エネルギー発電設備の出力合計が 10kW 以上であること。

7. バイオマス燃料製造

※バイオマスとは、動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く）をいいます。

次の全ての要件を満たすものとします。

- ①バイオマス発電設備と併せて設置すること。
- ②バイオマス依存率が 60%以上であること。

$$\text{バイオマス依存率} = \frac{\text{バイオマス(原料)の発熱量の総和}}{\text{バイオマス発熱量の総和} + \text{非バイオマス発熱量の総和}} \times 100$$

$$\text{バイオマス依存率} = \frac{\sum_{n=1,2,3,\dots} (A_n \times B_n)}{\sum_{n=1,2,3,\dots} (A_n \times B_n) + \sum_{m=1,2,3,\dots} (C_m \times D_m)} \times 100$$

A: バイオマス利用量 (Nm³/h 又は kg/h)、複数種の場合は n=1,2,3…の総和

B: バイオマス低位発熱量 (MJ/N m³ 又は MJ/kg)

C: 非バイオマス利用量 (Nm³/h 又は kg/h)

D: 非バイオマス低位発熱量 (MJ/N m³ 又は MJ/kg)、複数種の場合は m=1,2,3…の総和

※バイオマス排水、家畜糞尿、食品残渣等のみを原料にする場合は、バイオマス依存率を 100%とします。

※メタン発酵方式の場合は発酵槽へ投じられるものをバイオマス原料とします。

※都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則(平成 13 年東京都条例第 34 号)第 3 条第 2 項に規定するものとする

※ただし、離島及びへき地（離島振興法、小笠原諸島振興開発特別措置法、過疎地域自立促進特別措置法で規定する地域）については、③及び④の要件は不要とする。

- ③メタン発酵方式の場合、次の要件を満たすこと。

- ・ ガス製造量：100 N m³/日以上
- ・ 低位発熱量：18.84 MJ/N m³ (4,500kcal/N m³) 以上

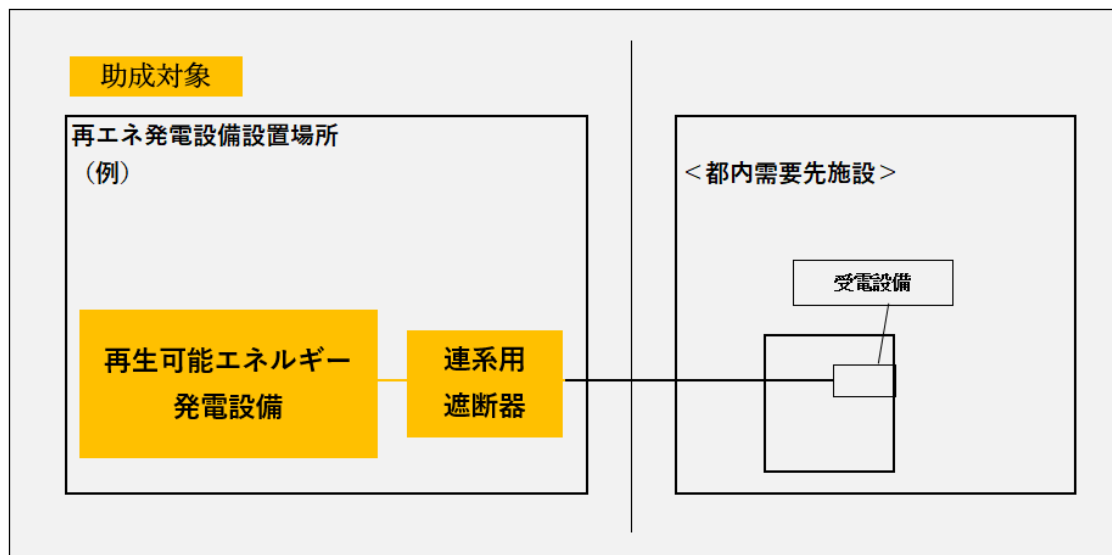
- ④メタン発酵方式以外の場合、次の要件を満たすこと。

- ・ 製造量：固形化 150kg/日以
液 化 100kg/日以上
ガス化 450N m³/日以上
- ・ 低位発熱量：固形化 12.56 MJ/kg (3,000kcal/kg) 以上
液 化 16.75MJ/kg (4,000kcal/kg) 以上
ガス化 4.19MJ/N m³ (1,000kcal/N m³) 以上

※製造されたバイオマス燃料は、原則として①で設置するバイオマス発電設備の燃料として使用するものとします。FIT 制度又は FIP 制度の認定を受けた発電設備の燃料として使用してはなりません。

2.4 助成対象経費（交付要綱第6条参照）

助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象事業に要する経費のうち、助成対象事業を行うために直接かつ最低限必要とする経費であり、公社が必要かつ適切と認めたものとします。また、助成対象となる設備の範囲は、再生エネルギー設備から連系用遮断器までとします（原則、発電設備の専用設備のみとします）。



費目	内容
設計費	助成対象事業の実施に必要な機械装置等の設計費
設備費	<p>助成対象事業の実施に必要な機械装置等の購入、製造、据付け等に必要な経費（ただし、土地の取得及び賃借に係る費用を除く。）</p> <p>具体的には以下のとおりです。 機械装置、電気制御装置、配管・ケーブル等の材料費及びこれらに付帯する設備に要する①～④の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 購入費 ② 製造（改造を含む）費 ③ 輸送費 ④ 保管費 <p>運転データ等の取得や、故障を検知するために必要な機器で、本事業の目的を達成するために最低限必要なものに係る経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 計測機器（発電量の計測にかかるものに限る。） ② データ記録及び集計のための専用機器（ただし、データ取得専用を使用するものに限る。） ③ 表示装置（ただし、助成対象設備に係るデータを専用で表示させるものに限る。） <ul style="list-style-type: none"> ➤ 発電設備の増設又はリプレースについては、新設の場合と同様に助成対象とします。 ➤ 国内での販売実績のない新型機器については、実証試験結果の信頼性が認められる場合に限り、助成対象とします。 ➤ 機器の設置に必要な足場の設置、屋上の防水・補強工事等は、助成対象とします。
工事費	助成対象事業の実施に不可欠な配管、配電等の工事に必要な経費 ただし、設備費の対象となる設備に付帯する工事に限ります。

費目ごとの助成対象経費、助成対象外経費の一覧表は以下のとおりです。詳細な判断は審査の中で行いますので、申請内容によっては以下の通りにならない場合があります。

	助成対象経費	助成対象外経費
設計費	実施設計費 (基本設計に基づいて作成された、詳細な設計作業費。契約後に作成された図面、構造設計、数量調査等)	基本設計費
	掘削調査費 ※地熱発電方式に限る	事前調査費
設備費	再エネ発電設備 ・ 太陽電池モジュール ・ パワーコンディショナー 等	
	再エネ発電関連設備 ・ 架台 ・ 接続箱、集電箱 ・ 遠隔監視設備、監視カメラ 等	・ 建屋、フェンスなどの柵堀 ・ オプティマイザー ・ 避雷針 ・ 蓄電池 等
	系統受変電設備 ・ 連系用遮断器から再エネ発電設備側の連系用遮断器 ・ 昇圧変圧器、所内変圧器 等	・ 電力会社申請費用 ・ 電力会社からの監視・オンライン出力制御対応装置等 ・ 連系用遮断器から連系点までの設備(構内柱、PAS、高圧ケーブル等)
	計測装置 ・ モニター ・ エクステンダー(モニターへの増幅器) ・ 日射計、気温計 等	・ 計測装置のうち系統側の売電・買電に関するもの
	その他発電システムに必要な不可欠なもの	・ 土地の取得及び賃借に係る費用(リース料) ・ 中古品、予備品
工事費	機械基礎工事費(ただし、必要最低限の工事のみ)	左記の機械基礎以外の工事費 (土木造成、整地、地盤改良、排水工事等の基礎工事及びフェンス等)
	据え付け等の工事費	既存構築物の撤去、移設、処分に係る費用
	配線ケーブル、配管等の材料費・工事費	植栽および外構工事費
	機械設置に必要な足場の仮設費	
	防水、補強、塗装工事費(設備設置後の実施が不可能な場合)必要最低限・一部分	・ 建屋工事費 ・ 仮設電源工事費(電源車、発電機等)等
	諸経費、一般・現場管理費、共通仮設費、法定福利費	産廃処分費
	試運転調整費、使用前自己確認費用、機械損料、養生費	
	主任技術者立会費 測量費	
その他	・ 消費税及び地方消費税 ・ 振込手数料 ・ 各種保管・保証料 ・ FIT、FIP 認定による売電を行うシステム	

➤ 配管及び配線

助成対象設備間をつなぐもの及び助成対象設備と助成対象外設備をつなぐものについて、その接続部分までを助成対象とします。

➤ 助成対象外設備との共通利用設備がある場合

共通利用設備等の助成対象経費は、設備能力比率で按分します。以下に例を示します。

例：蓄電池(助成対象外設備)との共通利用設備がある場合

右の図の場合、按分計算は以下の通りです。

$$PCS_{\text{太陽光}} = PCS\text{金額} \times \frac{\text{太陽光出力}}{\text{太陽光出力} + \text{蓄電池容量}}$$

$$= PCS\text{金額} \times \frac{6.0}{6.0 + 9.8} \dots \textcircled{1}$$

$$PCS_{\text{蓄電池}} = PCS\text{金額} \times \frac{\text{蓄電池容量}}{\text{太陽光出力} + \text{蓄電池容量}}$$

$$= PCS\text{金額} \times \frac{9.8}{6.0 + 9.8} \dots \textcircled{2}$$

助成対象経費：①の金額
助成対象外経費：②の金額

※蓄電池一体型ハイブリッドPCSの場合は、ハイブリッドPCS単体の参考価格を提示していただく必要があります。

【サンプル図】

※太陽光出力 = 300W × 20枚 = 6.0kW

➤ 次の経費は助成対象外です。

① 公社が交付決定をした日の前に契約締結したものに係る経費

※ただし、令和5年4月1日から同年8月31日までに契約を締結し、かつ同年9月30日までに本事業の交付申請を行ったものに係る経費については、助成対象経費とします。

② 消費税及び地方消費税

③ 金融機関に対する振込手数料

※ただし、振込手数料を取引先が負担し、取引価格に含まれている場合は、助成対象経費として計上することができます。

④ 過剰であるとみなされるもの、予備若しくは将来用のもの(ただし、ヒューズ類や分電盤等の将来用スペースは除く。)又は助成対象事業以外において使用することを目的としたものに要する経費、消火設備や消防システムに関わる経費。

※分電盤等に将来用の配線用遮断器を実装することは認められません。

⑤ 都の資金を原資とした助成金を受給した又は今後受領する予定のある経費

※都、公社又は区市町村が実施する都の資金を原資とした助成で、本事業の助成対象経費が重複するものは、併給できません。

➤ 自社製品の調達がある場合

助成対象経費の中に本助成金の交付を受けようとする助成対象事業者の自社製品の調達がある場合は、利益等排除を行った経費が助成対象経費となります。自社調達の場合は、原価をもって助成対象として利益控除を行います。

<利益等排除について>

助成事業において、助成対象経費の中に助成対象事業者の自社又は資本関係にある会社からの調達分（工事を含む）がある場合、利益等排除の対象とし、以下の方法により助成対象経費を算出します。

利益等排除の対象となる場合の例

- ① 自社からの調達の場合
- ② 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合
- ③ ②を除く関係会社（助成対象事業者との持株比率が20%以上100%未満）からの調達の場合

【①及び②に該当する場合】

調達品の原価（製造原価又は工事原価）をもって助成対象経費とします。

→ 助成対象経費 = 原価（製造原価又は工事原価）

〔原価と証明できない場合〕

①の場合は、自社の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する総利益の割合（売上総利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって、市場流通価格から利益相当額の排除を行います。

②の場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における「売上総利益率」をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

→ 助成対象経費 = 市場流通価格又は取引価格 × (1 - 自社又は調達先の売上総利益率)

【③に該当する場合】

調達品の原価（製造原価又は工事原価）と調達品に対する経費等（販売費及び一般管理費）の合計を助成対象経費とします。

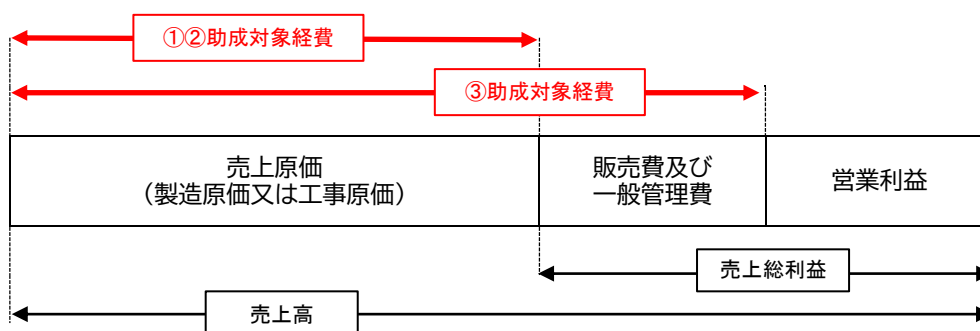
→ 助成対象経費 = 原価（製造原価又は工事原価） + 経費等（販売費及び一般管理費）

〔原価及び経費等を証明できない場合〕

調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（営業利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって、取引価格から利益相当額の排除を行います。

→ 助成対象経費 = 取引価格 × (1 - 調達先の営業利益率)

助成対象経費のイメージ図



※上記内容の判定にあたっては、根拠となる決算報告書等の書類を提出していただきます。

書類の提示がない場合は、利益等排除部分以外も助成対象外となる場合がありますので、ご注意ください。

2.5 助成金の額（交付要綱第7条参照）

- ・ 本事業の助成金交付額（以下「助成金額」という。）は、助成対象経費に助成率(1/2)を乗じて得た額とします。ただし、2億円を上限とします。
- ・ 本事業について国又は他の地方公共団体から助成金等の交付を受ける場合は、上記金額から当該助成金等の額を差し引いた金額とします。
- ・ 本事業において太陽光発電設備を設置する場合は、上記金額と太陽光発電システム出力に15万円/kWを乗じて得た額のいずれか少ない額を助成金額とします。
- ・ 助成金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとします。

2.6 交付の条件（交付要綱第11条参照）

助成金の交付決定に当たっては、助成金の交付の目的を達成するため、本助成金の交付決定の通知を受ける助成対象事業者（以下「助成事業者」という。）に対し、次に掲げる条件を付するものとします。

（1）善良なる管理者の注意をもって助成事業を管理運用すること

助成事業者は、交付要綱、本助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって助成事業により取得し又は整備し効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を管理するとともに、その効率的な運用を図ってください。

（2）交付決定が取り消された場合はそれに従うこと

助成事業者は、公社が交付要綱第23条第1項の規定により本助成金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、これに従ってください。

（3）助成金を返還請求された場合は納付すること

助成事業者は、公社が交付要綱第24条第1項の規定により本助成金の全部又は一部の返還を請求した場合は、公社が指定する期日までに返還するとともに、第25条第2項の規定に基づき違約加算金を併せて納付してください。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第26条第2項の規定に基づき延滞金を納付してください。

（4）報告を求められた場合又は現地調査等が実施される場合は公社の指示に応じること

助成事業者は、公社が助成事業の適正な執行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは、遅滞なくこれに応じてください。

（5）都又は公社への情報提供に協力すること

助成事業者は、小売電気事業者による再エネ設備設置の取組の検討の参考として、都又は公社から発電量、工事の内容等に関する情報を提供するように求められた場合は、これに協力してください。

（6）都又は公社の事例公表に同意すること

助成事業者は、都又は公社が小売電気事業者による再エネ設備設置の取組の普及啓発に係る事例として、助成事業名、助成事業者名、所在地、助成事業の内容等を公表しよう

とする場合は、これに同意してください。

(7) 助成事業に係る取組等を公表すること

助成事業者は、設置した再エネ設備の概要、設置場所、設置目的等、再エネ設備設置の取組について、他の事業者の参考となる情報をインターネットの利用その他適切な方法により公表してください。

(8) 交付要綱その他法令の規定を遵守すること

助成事業者は、助成事業の実施に当たり、交付要綱その他法令の規定を遵守してください。また、共同申請者に関してもこれらを遵守してください。

2.7 契約等（交付要綱第12条参照）

助成事業者は、助成事業の実施に当たり、売買、請負その他の契約を行う場合は、入札、複数者からの見積書の徴取若しくはその他の方法により、競争に付さなければならないこととし、最安の見積書を提示した業者と契約を締結するものとします。

ただし、当該助成金の運用上、競争に付すことが著しく困難又は不適當である場合は、この限りではありません。

なお、競争に付さない場合は、発注先の選定理由を記載してください。発注先の選定理由が妥當であるかを公社にて審査します。

※競争に付すことが著しく困難又は不適當である場合とは、特別な技術を要する案件や特許制度にかかる案件などにより、他の施工会社では請負困難である場合などを指します。

※助成対象外部分の工事等に関する発注・契約が生じ、助成対象部分と一括で契約する場合は、それぞれの実施内容及び金額等が明確に確認できるようにしてください。助成対象経費に関する発注・契約及び支払い等が明確に判別できない場合、助成金のお支払いができないことがあります。

3. 申請手続き

3.1 受付期間

- 交付申請受付期間：令和6年5月9日（木）～令和7年3月31日（月）17：00 必着
 - ・ 申請書の受付は年度ごとに期間を設けています。翌年度以降の受付期限については別途お知らせします。
 - ・ 受付期間を過ぎた後に到着した書類は、受理できませんのでご注意ください。
 - ・ 交付申請手続きについては、時間の余裕を十分にお持ちください。
 - ・ 上記期間に提出された交付申請書は、先着順に受理し、審査を行います。
 - ・ 受理した申請の交付額の合計が、公社の予算の範囲を超えた日（以下「予算超過日」という。）をもって申請の受理を停止します。
 - ・ 予算超過日に複数の申請書類が到着した場合は、予算超過日の前日における予算残額を、予算超過日に到着した申請件数で割った金額（千円未満の端数切捨て）を予算超過日到着1件当たりの上限額とします。
 - ・ 公社が受理した申請書類及び実績報告書類に不備がある場合、**公社が修正を求めた日の翌日から起算して90日以内**に当該不備の修正を行わないときは、その申請が撤回されたものとみなします。

- 実績報告期限：令和8年11月30日（月）17：00 必着
※期限を過ぎた場合は取り扱うことができません。

3.2 申請書類

助成対象事業者は、「4. 申請書類提出方法」を参考に申請書類一式を作成し、公社に提出してください。なお、提出された申請書類については、原則、返却いたしませんので、助成対象事業者用として手元に控えを1部ご用意ください。

申請書類の様式については、公社のホームページからダウンロードしてください。

URL (<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/kouri-saiene-2>)

- ・ 申請にあたり、必要事項が適切に記載されていない、又は添付書類に漏れがある場合は、不交付決定になることがあります。
- ・ 必要に応じ、適宜、補足説明資料を添付してください。

3.3 手続代行者（交付要綱第9条参照）

助成対象事業者は、本助成金の交付申請等に係る手続の代行を、第三者に対し依頼することができます。

- ・ 助成対象事業者から依頼を受け、当該申請に係る手続の代行を行う者（以下「手続代行者」という。）は、「2.2 助成対象事業者」の②に該当しないものでなければなりません。
- ・ 手続代行者は、交付要綱及びその他公社が定める交付申請等に係る全ての要件を理解し、申請者との連携を図り、事業が円滑に推進できるよう努めてください。
- ・ 公社は原則として、申請書類等についての申請者への質問や依頼を手続代行者に連絡しますので、手続代行者が窓口となって対応してください。ただし、交付決定通知書、助成金確定通知書等公社からの通知文の送付については、あくまで申請者に対して行います。手続代行者、申請者ともこの点を理解したうえで手続きを行ってください。

※公社は必要に応じて手続代行者が行う手続きについて調査を実施し、手続代行者が実施要綱、交付要綱及び本手引の規定に従って手続きを遂行していないと認めるときは、当該手続代行者に対し代行の停止を求め、以後、当該手続代行者による申請は受け付けませんので、ご注意ください。

3.4 事業計画作成及び申請にあたっての留意事項

助成金交付申請にあたり、助成対象事業者は、次の点に留意してください。

- ・ リースにて助成対象設備を設置しようとする場合は、次の点に注意してください。
助成対象設備の所有者であるリース事業者との共同申請を行ってください。
 - ① リース事業者は、助成対象事業者の要件を満たす者とします。
 - ② リース事業者は、1申請につき1社とします。
 - ③ 同一事業において、自己購入とリースの併用は認められません。
 - ④ リース期間が処分制限期間より短い場合も、助成対象設備は、処分制限期間中、使用してください。なお、処分制限期間内に処分を行う時は、事前に交付要綱に従った申請を行い、公社の承認を受けるものとします。

- ・ 申請者区分の例は以下のとおりとします。

電力販売方法	リース	助成対象事業者	共同申請者①	共同申請者②
再エネ 電力メニュー	無	小売電気事業者	—	—
			発電事業者	—
	有		リース事業者	—
			発電事業者	リース事業者
電力販売契約 (オフサイト コーポレートPPA)	無	小売電気事業者	—	—
			発電事業者	—
	有		リース事業者	—
			発電事業者	リース事業者

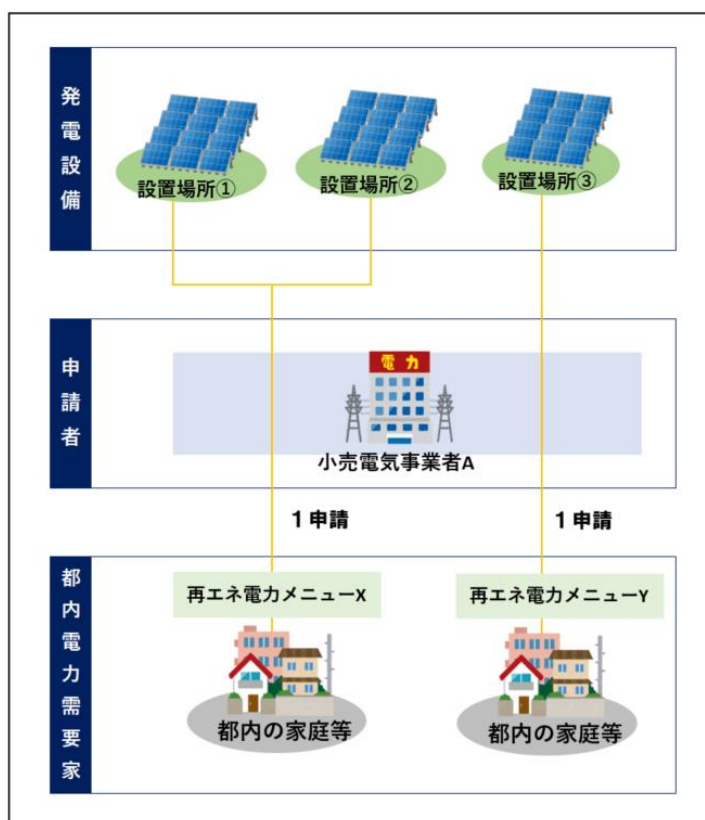
※ 発電事業の運営・管理等を助成対象事業者又はリース事業者以外が行う場合は、当該事業者を発電事業者として共同申請者に含めてください。

- 申請単位は以下のとおりです。

【再エネ電力メニューによる供給】 1つの申請書で申請可能な場合



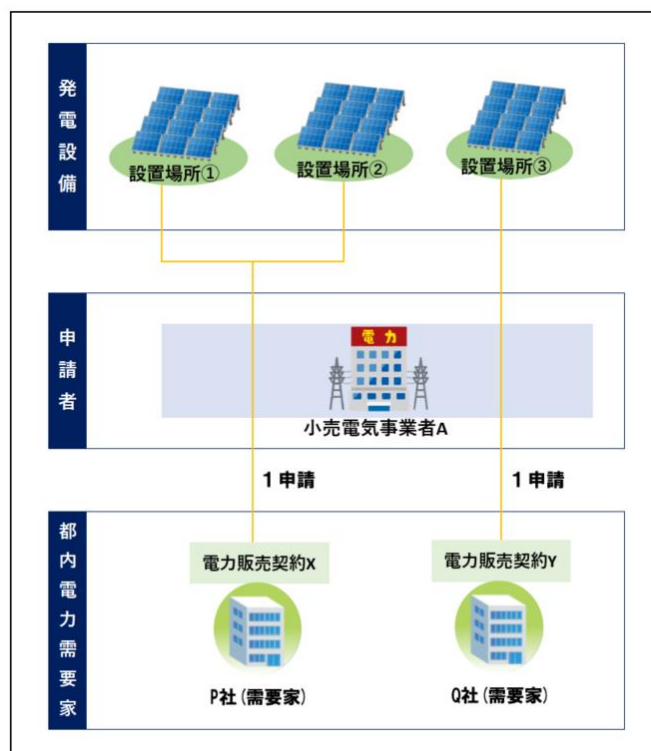
【再エネ電力メニューによる供給】 複数の申請書で申請が必要な場合



【電力販売契約(オフサイトコーポレート PPA)による供給】 1つの申請書で申請可能な場合
 ※複数の PPA 契約で供給する場合に、各 PPA 契約の電源が同じならば、1つの申請書で申請してください。



【電力販売契約(オフサイトコーポレート PPA)による供給】 複数の申請書で申請が必要な場合



- 設置場所①②③については、野立て・建物屋上への設置どちらも可能です。
- 複数の再エネ設備の組み合わせ（例：太陽光と風力）も可能です。
- 再エネ電力メニューの電源構成または電力販売契約(オフサイトコーポレート PPA)の電源に助成対象外設備を含めることも可能です。

- ・ 交付申請時から実績報告時において、助成対象事業者、共同申請者及び手続代行者等について、記名が必要な主な書類は以下のとおりとします（その他の提出書類については4.3 提出書類一覧を参照。）。

申請様式		助成事業関係者の区分			
		助成対象事業者	共同申請者	手続き代行者	設備設置場所所有者
助成金交付申請書	第1号様式	○	○	○	×
誓約書	第2号様式	○	○	○	×
助成対象事業の実施に係る同意書	第3号様式	×	×	-	○※
実績報告書兼助成金交付請求書	第17号様式	○	○	○	-

※助成対象事業者及び共同申請者が、助成対象設備を設置する場所の所有者ではない場合で、交付申請時に第三者利用許可書または賃貸借契約書等（交付申請：添付資料3）の契約締結が完了していない場合には、設置場所の所有者から同意を得て、「助成対象事業の実施に係る同意書」（第3号様式）を提出してください。

- ・ 交付申請時において、助成対象事業者、共同申請者及び手続代行者等にご用意いただく公的書類は以下のとおりとします（その他の提出書類については4.3 提出書類一覧を参照。）。

		助成事業関係者の区分			
		助成対象事業者	共同申請者	手続代行者	設備設置場所所有者
登記簿謄本（現在事項全部証明書）の写し	添付資料1	○	○	-	-
設置場所（建物又は土地）の登記簿謄本（全部事項証明書）の写し	添付資料2	○	○	-	○

- ・ 申請設備については、次のとおりです。不備・誤りのないよう、ご注意ください。
 - ① 助成対象設備の仕様については、機器カタログや図面などを用いて記載してください。
 - ② 電力の計測点（電力：電流・電圧、蒸気圧）は、機器配置図に明記してください。
 - ③ 再生可能エネルギー発電設備での電力系統が分かるように、単線結線図に施設での接続点や系統制御の方法等を記載してください。

【発電と熱利用の共通利用設備がある場合の申請について ※熱利用設備は対象外】
発電と熱利用の共通利用設備がある案件について、国等の補助金と併給する場合は、経費計算が複雑になりますので交付申請前にご相談ください。

3.5 審査

要件及び事業内容等を提出書類に基づき審査します。手順は、次のとおりです。

- ・ 「2.1 助成対象事業」、「2.2 助成対象事業者」、「2.3 助成対象設備」及び「2.4 助成対象経費」に必要な書類が揃っているかを確認します。
- ・ 助成金交付申請書類等の提出された書類の内容が、本助成金制度に適合しているかを審査します。

※審査の過程で、現地確認・調査及び面接（ヒアリング）を行う場合がありますので、その際は、ご協力をお願いします。

※審査結果については、交付の可否を書面で通知します。

※助成対象事業者の都合で辞退する場合は、次回以降の応募を制限することがあります。

※公社職員への働きかけ・陳情等により、公正中立性が確保されないと判断された場合には、審査対象から除外します。

※交付申請前の提出資料の確認等の事前審査は行っていません。ご了承ください。

3.6 交付決定（交付要綱第10条参照）

（1）交付決定通知

公社は申請された事業について審査を行い、予算の範囲内で交付を決定します。

審査の結果、交付決定された事業については、交付要綱の規程に基づき、助成金の交付を決定した助成対象事業者（以下、「助成事業者」という。）に対し、「助成金交付決定通知書」（第5号様式）を送付します。また、不交付決定となった事業については、「助成金不交付決定通知書」（第6号様式）を送付します。

※助成事業の交付に当たっては、「3.5 審査」に基づき審査を行います。

※交付決定通知書に記載された助成金額は、助成限度額を明示するものであり、助成事業者に対して実際にお支払いする助成金額を約束するものではありません。助成事業完了後、助成事業者から実績報告の提出を受けた後に、公社からの通知により助成金額が確定します。なお、実際に助成事業に要した経費が交付決定額を超えた場合であっても、当初決定し、公社が通知した助成金額を超えてお支払いすることはできません。

※助成事業の計画変更について申請を行い、これが認められた場合は、変更後の額を交付決定額とします（ただし、交付決定額を超える変更は認められません。）。

（2）交付決定通知書の確認

公社より送付された助成金交付決定通知書の内容をご確認ください。

※助成金交付決定通知書は、大切に保管してください。以下同様に、公社からの文書及び関係書類は、実績報告を提出した日の属する公社の会計年度終了の日から処分制限期間を超過するまで保存してください。再発行等の対応はいたしません。

3.7 助成事業の開始から完了まで

（1）申請の撤回（交付要綱第13条参照）

助成事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対し、異議がある等、やむを得ない事由がある場合は、助成金交付決定通知を受領した日の翌日から起算して14日以内に「助成金交付申請撤回届出書」（第7号様式）を提出することで、助成金の交付申請を撤回することができます。

➤ 提出期限 ⇒ 助成金交付決定通知を受領した日の翌日から14日以内

(2) 助成事業の承継（交付要綱第14条参照）

助成事業者が、相続、法人の合併、分割等又はリース契約における共同申請者への所有権移転により地位の承継が行われた場合、助成事業を承継する者（以下、「承継者」という。）は、速やかに「助成事業承継承認申請書」（第8号様式）を公社に提出してください。

公社は承継の内容を確認し、承認又は不承認について、承継者宛に「助成事業承継（承認・不承認）通知書」（第9号様式）を送付します。

(3) 助成事業の計画変更の承認（交付要綱第15条参照）

助成事業者は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ「助成事業計画変更申請書」（第10号様式）を提出してください。ただし、軽微な変更については、この限りではありません。

ア 助成事業の内容を変更するとき。

※ただし、助成事業者や交付の条件等を満たさなくなる変更は認められません。

イ 助成対象経費の金額を変更しようとするとき。

※ただし、交付決定額を超える変更は認められません。

※金額の内訳を調整し、交付申請時と交付決定額は変わらない場合でも、新たな設備、工事を交付対象に追加することは認められません。

- 助成事業の実施体制を変更する場合や、再エネ設置地域との関係構築の内容、電力販売契約（オフサイトコーポレート PPA）の供給先の変更も、助成事業の内容変更 に該当します。
- 変更申請に当たり、変更となった部分がわかる資料を添付してください。
- 軽微な変更については変更申請書の提出は必要ありませんが、事前に公社へご相談 ください。

【軽微な変更の例】

- ・ 助成対象として申請していた機器が廃盤となり、モデルチェンジにより型式が変更となったが、金額変更がない場合（メーカーが後継機種と判断している場合）
- ・ 助成対象外部分の機器の変更
- ・ 助成対象外経費の金額変更

※上記の場合においても、変更が発生した際は事前に公社までお問い合わせください。

公社は変更が妥当であると認めた場合は、必要に応じ条件を付して、その旨を「助成事業計画変更承認通知書」（第11号様式）により助成事業者へ通知します。

(4) 事情変更による決定の取消し等（交付要綱第 16 条参照）

公社は、本助成金の交付決定後、天災地変その他本助成金の交付の決定後生じた事情の変更により助成事業の全部又は一部を実施する必要がなくなった場合においては、本助成金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又はその他の内容若しくはこれに付した条件を変更することができるものとします。

(5) 事業者情報の変更に伴う届出（交付要綱第 17 条参照）

助成事業者は、名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地等（以下「事業者情報」という。）を変更した場合は、速やかに「事業者情報の変更届出書」（第 12 号様式）を公社に提出してください。

(6) 債権譲渡の禁止（交付要綱第 18 条参照）

助成事業者は、交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、第三者に譲渡し、又は承継することは原則として認められません。ただし、公社の承認を事前に得た場合はこの限りではありません。

(7) 工事遅延等の報告（交付要綱第 19 条参照）

助成事業者は、「事業実施計画書」又は「助成事業計画変更申請書」の内容に基づき、工事等を進捗させるよう努めなければなりません。やむを得ない事由により工事が予定の期間内に完了することができないと見込まれるときは、速やかに「工事遅延等報告書」（第 13 号様式）を公社に提出してください。

※遅延等の理由及びその内容を審査し、認められた場合、公社は、助言や必要な措置をとりますので、助成事業者は指示に従ってください。なお、指示に従わない場合は、助成金の支払いが行われなかったことがあります。

(8) 助成事業の中止又は廃止の報告（交付要綱第 20 条参照）

助成事業者は、やむを得ない理由により、助成事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに「助成事業中止（廃止）申請書」（第 14 号様式）を公社に提出し、承認を得る必要があります。

※公社は申請内容を審査し、妥当であると認めるときは、事業の中止（廃止）の承認を行い、その旨を助成事業者へ「助成事業中止（廃止）承認通知書」（第 15 号様式）により通知します。なお、承認に当たり、公社は助成事業者に対し、必要に応じて条件を付する場合があります。

(9) 助成事業の実績の報告（交付要綱第 21 条参照）

助成事業者は、助成事業が完了したときは、速やかに「実績報告書兼助成金交付請求書」（第 16 号様式）及び添付資料を公社に提出してください。

➤ 提出期限 ⇒ 助成事業が完了した日から起算して 60 日以内又は公社が指定する期限のいずれか早い日まで

➤ 最終提出期限： **令和8年11月30日(月) 17:00 必着**

※複数年度に跨る事業の場合や複数の設置場所がある場合は、全ての工事が完了した後に、まとめて実績を報告してください。

※助成事業の完了日は、以下のいずれか最も遅い日とします。

- ・ 設置工事及び設備の引渡しが完了した日
- ・ 助成事業者における支出義務額（助成対象経費全額）を支出完了（精算を含む）した日
- ・ 再エネ電力メニューのプレスリリース日又は電力販売契約締結日

また、助成事業者から工事請負業者等への代金支払方法は、原則、引渡しの翌月末までに現金払い（金融機関による振込）で行ってください。クレジット契約、割賦契約、手形、相殺等による支払は認めません。

※事業完了の遅延が見込まれる場合は、速やかに公社へ報告してください。

3.8 助成金の額の確定及び助成金の交付（交付要綱第22条参照）

公社は、実績報告書兼助成金交付請求書を受領した後、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査・面接（ヒアリング）等により、助成事業の内容が交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、その旨を「助成金額確定通知書」（第17号様式）により通知し、本助成金を支払うものとします。

- ・ 上記の規定により確定する本助成金の額は、第10条第3項の交付決定通知書に記載した交付決定額（変更された場合にあっては、変更された後の額）と、助成金の実績報告額のいずれか低い額とします。

※本助成金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。

※申請どおりの設備が設置されていない場合は、助成金の支払いは行いません。

※助成金の額が確定した後であっても、「3.9 交付決定の取消し」の要件に該当した場合は、助成金の交付決定が取り消されることがあります。

3.9 交付決定の取消し（交付要綱第23条参照）

助成事業者が次のいずれかに該当する場合は、助成金交付決定の全部又は一部の取消しを受けることがあります。

- ①虚偽申請等不正事由が発覚したとき。
- ②交付決定の内容又は目的に反して本助成金を使用したとき。
- ③本事業に係る公社の指示に従わなかったとき。
- ④交付決定を受けた者（法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成を含む。）が暴力団員等又は暴力団に該当するに至ったとき。
- ⑤その他本助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令・条例又は交付要綱の規定に違反したとき。

<取消しの具体例>

- ・ 要件を満たさない仕様の設備を設置した場合

- ・再生可能エネルギー発電が FIT 制度又は FIP 制度における認定を受けた場合
- ・交付決定日前に、発注、契約書の締結を行っていた場合
- ・他の都の助成金等との重複受給が判明した場合
- ・本手引き及び交付要綱に明記されている事業に必要な提出書類が提出されない場合

公社は、上記により取消しを行った場合は、速やかに当該助成事業者に対し、助成金交付決定取消通知書（第 18 号様式）により通知します。

3.10 助成金の返還（交付要綱第 24 条参照）

公社が交付決定の取消しを行った場合において、既に交付された助成金があるときは、助成事業者は、助成金の全部又は一部を公社に返還しなければなりません。公社はその旨を助成事業者へ「助成金返還請求通知書」（第 19 号様式）により通知します。また、助成事業者は、公社から「助成金返還請求通知書」（第 19 号様式）により通知を受け、助成金の返還を行った場合には、「助成金返還報告書」（第 20 号様式）」により、公社へ報告する必要があります。

3.11 違約加算金（交付要綱第 25 条参照）

「3.9 交付決定の取消し」により助成金交付決定の全部又は一部取消しとなった場合において、公社は、助成事業者に対し、助成金を受領した日から納付の日までの日数（公社の事務処理に係る期間として公社が認める日数を除く。）に応じて、返還すべき額につき年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した違約加算金を請求します。

- ・助成事業者は、上記による違約加算金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければなりません。

3.12 延滞金（交付要綱第 26 条参照）

助成事業者が公社の返還請求に応じず、公社が指定する期限までに返還金額（違約加算金がある場合には違約加算金を含む。）を納付しなかったときは、公社は助成事業者に対し、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額につき年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を請求します。

- ・助成事業者は、上記による延滞金の納付の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければなりません。

3.13 他の助成金等の一時停止（交付要綱第 27 条参照）

公社は、助成事業者に対し、助成金の返還を請求し、助成事業者が当該助成金、違約加算金又は遅延金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき助成金その他の給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該給付金と未納付額と相殺します。

3.14 財産の管理及び処分（交付要綱第 28 条参照）

助成事業者は、取得財産等の管理及び処分（本助成金の交付の目的以外に使用し、他の

者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、債務の担保の用に供し、又は廃棄することをいう。以下同じ。) に関して、次の事項を守らなければなりません。

- (1) 取得財産等については、処分制限期間において、善良な管理者の注意を持って管理し、本助成金の交付の目的に従って、その効率的運用を図り、処分を行ってはなりません。
- (2) 助成事業者は、処分制限期間内に、助成対象設備の処分((5)の場合を除く。)により、取得財産等の所有者を変更しようとする場合は、あらかじめ公社の承認を受けなければなりません。なお、この場合において、助成事業者における本助成金の交付に伴う全ての条件、義務等は、当該変更後の所有者(以下「変更後所有者」という。)に移転するものとし、当該変更後は、当該条件、義務等に係る交付要綱の規定中「助成事業者」とあるのは「変更後所有者」と読み替えて、当該各規定を適用します。
- (3) 上記の承認を受けようとするときは、助成事業者は、当該変更後所有者と共同で、速やかに「所有者変更承認申請書」(第21号様式)を公社に提出しなければなりません。
- (4) 公社は、上記による申請を受けた場合は、その内容を審査し、妥当であると認めたときは、当該申請に係る所有者の変更を承認するものとします。
- (5) 取得財産等のうち取得価格又は効用の増加価格が1件当たり50万円以上のものを処分(譲渡及び交換を除く。)しようとする場合は、「取得財産等処分承認申請書」(第23号様式)により公社の承認を受けてください。

<参考：処分制限期間>

再生可能エネルギー等設備の種別	期間
太陽光発電 (建物附属設備の場合)	17年 (15年)
風力発電	17年
水力発電	22年
地熱発電	15年
バイオマス発電	15年
バイオマス燃料製造	15年

- ・ 公社は、(5)の規定により取得財産等の処分を承認しようとする場合には、当該助成事業者に対し、助成金等交付財産の財産処分承認基準(平成26年4月1日26都環公総地第6号)第3-2に定める方法により算出した額(以下「処分に係る算出金」という。)を「財産等の処分及び電力供給解除に係る納付額通知書」(第24号様式)により請求するものとします。
- ・ 助成事業者は、処分に係る算出金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければなりません。

3.15 電力供給内容等の変更(交付要綱第29条参照)

助成事業者は、電力供給内容等の変更をしようとする場合、あらかじめ公社へ「電力供給内容等変更申請書」(第25号様式)を提出し、公社の承認を受けなければなりません。ただし、供給開始後10年の期間を経過した場合はこの限りではありません。

- ・ 公社は、上記の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、妥当であると認め

たときは、当該申請に係る電力供給内容等の変更を承認するものとします。

- ・ 主に、再エネ電力メニューや電力販売契約（オフサイトコーポレート PPA）の内容を変更する場合に申請してください。

3.16 電力供給解除の制限(交付要綱第 30 条)

助成事業者は、都内電力需要家に対して行う再エネ設備から得られた電気の供給を解除しようとする場合、あらかじめ公社へ「電力供給解除承認申請書」（第 27 号様式）を提出し、公社の承認を受けなければなりません。ただし、供給開始後 10 年の期間を経過した場合、又は事前に公社の承認を得た場合はこの限りではありません。

- ・ 公社は、上記の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、妥当であると認めるときは、次の計算式により算出した額（以下「解除に係る算出金」という。）を「財産等の処分及び電力供給解除に係る納付額通知書」（第 24 号様式）により請求するものとします。

$$\text{解除に係る算出金} = \text{助成金額} - (\text{助成金額} / 120 (\text{箇月})) \times \text{供給開始後経過箇月数}$$

- ・ 助成事業者は、電力供給解除に係る算出金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければなりません。

3.17 算出金の請求等（交付要綱第 31 条参照）

公社は、3.14（5）の承認及び 3.16 の承認を同時にしようとするときは、処分に係る算出金又は解除に係る算出金のうち、いずれか多い額を請求するものとします。また、過去に 3.16 の規定により解除に係る算出金を納付した助成対象事業者が、3.14（5）の承認を行う場合は、処分に係る算出金から解除に係る算出金を控除した額を請求するものとします。

- ・ 公社は、公社の請求に基づき、助成事業者から算出金が納付され、処分又は解除を承認したときは、速やかに財産等の処分及び電力供給解除承認通知書（第 28 号様式）により、助成事業者に通知するものとします。
- ・ 公社は、処分の承認を行うに当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとします。

3.18 助成事業の経理（交付要綱第 32 条参照）

助成事業に係る帳簿や支出の根拠となる書類について

- ・ 助成事業の経理について、助成事業者は、助成事業以外の経理と明確に区分した上で、帳簿や支出の根拠となる証拠書類を揃えておく必要があります。
- ・ 助成事業者は、上記根拠書類等について、実績報告書を提出した日の属する公社の会計年度終了の日から処分制限期間を超過するまで保存する義務を負っていただきます。

3.19 調査等、指導・助言（交付要綱第 33 条、34 条参照）

公社は、本事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、助成事業者に対し、本事業に関する報告を求め、助成事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査し又は関係者に質問を行いますので、助成事業者は、これに協力しなければな

りません。

- ・ 本事業で設置した助成対象設備について、助成事業者が適切かつ効率的な運用を行っていない場合、公社は、助成事業者に対し必要な指導及び助言を行います。
- ・ なお、助成事業者がこれに従わないときは、助成金交付決定の取り消し又は助成金の返還請求を行う場合があります。

3.20 個人情報等の取り扱い（交付要綱第 35 条参照）

公社は、本事業の実施に関して知り得た助成事業者等に係る個人情報及び企業活動上の情報（以下「個人情報等」という。）については、本事業の目的を達成するために必要な範囲において、都に提供する他、国及び他の地方公共団体が行う補助金等の交付事業に関わる目的にのみ使用します。

- ・ 公社は、助成金の交付額の算定その他本事業の目的を達成するために必要な範囲において、助成事業者等が都及び国等から交付される助成金その他の給付金の額に係る情報を都、国及び他の地方公共団体等と協議の上、当該都、国及び他の地方公共団体等から収集する場合があります。
- ・ 上記及び法令に定められた場合を除き、公社は、本事業の実施に関して知り得た助成事業者等の個人情報等について、本人の承諾なしに、第三者に提供し、又は第三者から収集することはありません。

3.21 その他

本事業に係る都から公社への事務費の補助期間終了後は、交付要綱並びに手引きにおいて公社が行うこととされている各手続等については、都が実施するものとします。

3.22 様式一覧

様式	書式名称	交付要綱
共通様式 1	助成対象事業経費内訳	—
共通様式 2	関係法令手続状況報告書	—
第 1 号様式	助成金交付申請書	第 8 条
第 2 号様式	誓約書	第 8 条
第 3 号様式	助成対象事業の実施に係る同意書	第 8 条
第 4 号様式	事業実施計画書	第 8 条
第 5 号様式	助成金交付決定通知書	第 10 条
第 6 号様式	助成金不交付決定通知書	第 10 条
第 7 号様式	助成金交付申請撤回届出書	第 13 条
第 8 号様式	助成事業承継承認申請書	第 14 条
第 9 号様式	助成事業承継（承認・不承認）通知書	第 14 条
第 10 号様式	助成事業計画変更申請書	第 15 条
第 11 号様式	助成事業計画変更承認通知書	第 15 条
第 12 号様式	事業者情報の変更届出書	第 17 条
第 13 号様式	工事遅延等報告書	第 19 条
第 14 号様式	助成事業中止（廃止）申請書	第 20 条
第 15 号様式	助成事業中止（廃止）承認通知書	第 20 条
第 16 号様式	実績報告書兼助成金交付請求書	第 21 条
第 17 号様式	助成金額確定通知書	第 22 条
第 18 号様式	助成金交付決定取消通知書	第 23 条
第 19 号様式	助成金返還請求通知書	第 24 条
第 20 号様式	助成金返還報告書	第 24 条
第 21 号様式	所有者変更承認申請書	第 28 条
第 22 号様式	所有者変更承認通知書	第 28 条
第 23 号様式	取得財産等処分承認申請書	第 28 条
第 24 号様式	財産等の処分及び電力供給解除に係る納付額通知書	第 28・30 条
第 25 号様式	電力供給内容変更申請書	第 29 条
第 26 号様式	電力供給内容変更承認通知書	第 29 条
第 27 号様式	電力供給解除承認申請書	第 30 条
第 28 号様式	財産等の処分及び電力供給解除承認通知書	第 31 条

4. 申請書類提出方法

4.1 提出方法

電子メールで提出してください。

ファイル作成時注意事項（※交付申請書、実績報告書等、各種共通）

ホームページから申請書提出用フォルダを取得してください。

- ① 交付申請、実績報告等の親フォルダ内の子フォルダ名称に従って、該当する様式・添付資料を格納してください。
- ② 格納データは PDF 形式とし、様式については必ず Excel データ原本も添付してください。
- ③ 格納データは様式・添付資料の名称や番号等が必ずわかるようにしてください。
- ④ 次の公社指定のメールアドレスに申請書類一式を添付の上、送信してください。

申請書提出先メールアドレス※
cnt-kouri-saiene@tokyokankyo.jp

※添付できるファイルの容量の上限は、概ね 10MB です。

4.2 お問い合わせ先

公益財団法人東京都環境公社

東京都地球温暖化防止活動推進センター（愛称：クール・ネット東京）

建物脱炭素化支援チーム

TEL：03-6258-5313

受付時間：月曜日～金曜日（祝祭日及び年末年始を除く）

9時00分～12時00分、13時00分～17時00分

4.3 提出書類一覧

- ・ **赤太字下線**の申請書類については「5.1 提出書類に関する注意事項等」も確認してください。
- ・ 交付申請時に案として提出した資料は、実績報告時に確定資料を提出してください。

(1) 交付申請に必要な提出書類一覧

○:必須、△:対象の場合

No.	提出書類	様式	太陽光発電	風力発電	水力発電	地熱発電	バイオマス発電	備考
1	助成金交付申請書	第1号様式	○	○	○	○	○	直近に都に提出したエネルギー状況報告書の再生可能エネルギー利用率実績をご記入ください。
2	誓約書	第2号様式	○	○	○	○	○	
3	助成対象事業の実施に係る同意書	第3号様式	△	△	△	△	△	助成対象事業者と助成対象設備を設置する施設又は土地の所有者が異なる場合に提出してください。 ※交付申請書提出時に添付資料3の契約締結が完了しておらず、添付資料3を提出できない場合にご提出ください。
4	事業実施計画書	第4号様式	○	○	○	○	○	設備導入場所が複数の場合は、導入場所ごとに「第4号_2」「第4号_6-2」を提出してください。
5	バイオマス依存率計算書	第4号様式別紙1	-	-	-	-	○	
6	助成対象事業経費内訳	共通様式1	○	○	○	○	○	設備導入場所が複数の場合は、導入場所ごとに「設置場所別」シートを提出してください。
7	関係法令手続状況報告書	共通様式2	○	○	○	○	○	設備導入場所が複数の場合は、導入場所ごとに提出してください。
8	登記簿謄本（現在事項全部証明書）の写し	添付資料1	△	△	△	△	△	共同申請の場合は、申請者全員分を提出してください。 ・発行から3ヵ月以内のもの
9	設置場所（建物又は土地）の全部事項証明書の写し	添付資料2	○	○	○	○	○	助成対象設備を設置する場所の全部事項証明書を提出してください。 ・発行から3ヵ月以内のもの ①建物に設置する場合：現在事項全部証明書（建物）（ただし、新築で未登記の場合は、確認申請書、確認済証又は検査済み証の写しを提出してください。） ②土地に設置する場合：現在事項全部証明書（土地） ・表題部及び権利部の記載があるもの ③設置場所が登記を要しない場合：事前に公社までお問い合わせください。
10	第三者利用許可書、賃貸借契約書等（写し）又は許可証案・契約書案	添付資料3	△	△	△	△	△	助成対象事業者と助成対象設備を設置する土地または施設の所有者が異なる場合に提出してください。 ・以下の書類等を提出してください。 ① 施設利用許可書（写し） ② 賃貸借契約書（写し） ※交付申請書提出時に契約締結が完了していない場合は第3号様式をご提出ください。 ※契約期間が少なくとも10年以上であること。ただし自動更新等の記載でも可とする。

No.	提出書類	様式	太陽光発電	風力発電	水力発電	地熱発電	バイオマス発電	備考
11	<u>実施要綱第4条第一号及び第二号を満たすことが分かる資料(写し)</u>	添付資料4	△	△	△	△	△	<p>以下の例を参考に、供給形態に応じた資料を提出してください。</p> <p>【供給方法が再エネ電力メニューの場合の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気供給約款(案) ・電力供給メニューの詳細が分かるもの(案でも可) ・発電事業者と小売事業者間の契約書等(重要事項説明書・カタログ・パンフレット等) <p>【供給方法がオフサイトPPAの場合の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電力販売契約書の写し又は契約書案 ・発電事業者と小売事業者間の契約書等 <p>※上記の資料で、実施要綱第4条第一号、第二号の要件を満たすことが確認できない場合はその他の資料の提出を求める場合がございます。</p>
12	工事に係る工程表	添付資料5	○	○	○	○	○	<p>次の事項を記入し、助成対象設備を設置する場所ごとに提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第4号様式の設置場所番号 ・助成対象事業の名称 ・工事等契約予定日 ・工事の開始予定日及び完了予定日 ・試運転の開始予定日及び完了予定日 ・引渡予定日(設備・工事をそれぞれ記載) ・実績報告書の提出予定日
13	システム系統図	添付資料6	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・助成対象となる設備間の関係性や電気の流れが確認できるよう記載してください。 ・50万円以上の主要な機器については必ず記載してください。 ・助成対象範囲と対象外範囲を明確に色分けし(例:助成対象範囲を赤色、助成対象範囲外を黒色)凡例等で示してください。 ・複数の設備(既設も含む)を記載する場合は、全体の配置が分かるようにしてください。 ・助成対象機器の名称の近傍に、「事業実施計画書」(第4号様式)の2.設備の概要及び「助成対象事業経費内訳」(共通様式1)に記載されている見積番号を記載してください。
14	単線結線図	添付資料7	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・助成対象となる発電設備等を確認できるよう作成してください。50万円以上の主要な機器については必ず記載してください。 ・助成対象範囲と対象外範囲を明確に色分けし(例:助成対象範囲を赤色、助成対象範囲外を黒色)凡例等で示してください。 ・複数の設備(既設も含む)を記載する場合は、全体の配置が分かるようにしてください。共通利用設備がある場合は、その範囲を示してください。 ・電力会社との責任分界点から発電設備までの接続を確認できるよう記載してください。 ・発電設備が構内電気系統と接続する連系点を記入し明確に分かるように色分け等してください。なお連系点が複数ある場合には、全数記載してください。 ・助成対象機器の名称の近傍に、「事業実施計画書」(第4号様式)の2.設備の概要及び「助成対象事業経費内訳」(共通様式1)に記載されている見積明細番号を記載してください。

No.	提出書類	様式	太陽光発電	風力発電	水力発電	地熱発電	バイオマス発電	備考
15	機器配置図	添付資料8	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・導入設備と設置場所の寸法を記載した平面図を作成してください。 ・「事業実施計画書」（第4号様式）の2. 設備の概要へ記載した機器はすべて平面図へ記載してください。その他の機器については50万円以上の主要な機器については必ず記載してください。 ・助成対象範囲と対象外範囲を明確に色分けし（例：助成対象範囲を赤色、助成対象範囲外を黒色）凡例等で示してください。 ・複数の設備（既設も含む）を記載する場合は、全体の配置が分かるようにしてください。 ・助成対象機器の名称の近傍に、「事業実施計画書」（第4号様式）の2. 設備の概要及び「助成対象事業経費内訳」（共通様式1）に記載されている見積番号を記載してください。
16	掘削に係る資料	添付資料9	-	-	-	○	-	<ul style="list-style-type: none"> ・地熱発電設備を導入する場合に提出してください。 ・調査堀及び掘削本数、深度、地熱源に関する資料等 ・交付申請時点で掘削を実施していない場合は、実施次第、提出してください。
17	バイオマスの調達に係る資料	添付資料10	-	-	-	-	○	<ul style="list-style-type: none"> ・バイオマス発電を導入する場合に提出してください。 ・バイオマスの調達計画が確認できるもの（契約書、覚書等）
18	廃棄物の処分に係る資料	添付資料11	-	-	-	-	○	<ul style="list-style-type: none"> ・バイオマス発電を導入する場合に提出してください。 ・発生した灰や廃棄物の処分計画が確認できるもの（契約書、覚書等）
19	低位発熱量を証明する資料	添付資料12	-	-	-	-	○	<ul style="list-style-type: none"> ・バイオマス燃料製造をバイオマス発電設備と合わせて導入する場合に提出してください。 ・「バイオマス依存率計算書」（第4号様式別紙2）と整合性がとれること。 ・低位発熱量を分析した分析報告書、又は製品保証書等
20	バイオマス燃料利用計画	添付資料13	-	-	-	-	△	<ul style="list-style-type: none"> ・バイオマス燃料製造設備を導入する場合に提出してください。 ・「事業実施計画書」（第4号様式）の2. 設備の概要に記載した内容の根拠となるもの。
21	バイオマス燃料製造計画	添付資料14	-	-	-	-	△	<ul style="list-style-type: none"> ・バイオマス燃料製造設備を導入する場合に提出してください。 ・「事業実施計画書」（第4号様式）の2. 設備の概要に記載した内容の根拠となるもの。
22	設備の仕様内容がわかるもの (カタログ・パンフレット等)	添付資料15	△	△	△	△	△	<ul style="list-style-type: none"> ・「事業実施計画書」（第4号様式）の2. 設備の概要URLが明示できない場合は、機器の仕様、メーカー名、型式、能力等が確認できるものを提出してください。 ・対象機器が確認できるよう、メーカー等で印を付けてください。

No.	提出書類	様式	太陽光発電	風力発電	水力発電	地熱発電	バイオマス発電	備考
23	見積書	添付資料16	○	○	○	○	○	<p>助成事業に要する経費及び助成対象経費の根拠となる見積書を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「事業実施計画書」（第4号様式）の2. 設備の概要及び「助成対象事業経費内訳」（共通様式1）の記載項目と突合できるように番号等を付けその番号等を記載してください。また、機器については「設備の仕様内容がわかるもの」（添付資料6）と整合性を必要に応じてとってください。 ・経費の区分（設計費、設備費、工事費の区分）及び助成対象経費が明確に分かるように内訳を記載してください。 ・競争により請負会社を選定する必要があります。選定方法の確認のため、2社以上の見積書を提出してください。契約締結は交付決定通知発行後に行ってください。 ・競争により請負会社を選定する場合は、同等程度の仕様として認められるものを徴収してください。
24	自社製品の調達等に係る経費の算定根拠	添付資料17	△	△	△	△	△	助成対象経費の中に助成対象事業者の自社製品の調達等がある場合は、市場流通価格又は関連会社との取引価格がわかる資料を提出してください。
25	リース契約書及びリース計算書（案）	添付資料18	△	△	△	△	△	リース契約を行う場合に提出してください。
26	許認可・権利関係等事業実施の前提となる事項等がわかる資料	添付資料19	△	△	△	△	△	共通様式2の関連法令について「手続き済」または「手続き中」または「手続き予定」にチェックがある場合は、それらの手続きの現況が分かる資料（写しでも可）を提出してください。
27	電力会社との協議内容がわかる資料（写し）	添付資料20	○	○	○	○	○	<p>電力購入に関する電力会社の文書（照会に対する回答文、電力工事負担金工事費、工事期間等）、協議に関する議事録等、電力会社との協議が整っていることを確認できる資料を提出してください</p> <p>例：系統連系に対する検討結果回答書等</p>
28	<u>交付要綱第3条第2項第一号を満たすことがわかる資料（写し）</u>	添付資料21	△	△	△	△	△	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体等との協定書や協議書等（案も可）や説明会の議事録、事前周知資料（配布予定又は配布した資料等）を提出してください。 ・自治体が協定締結を求めない場合は、当該意向がわかる管理職以上の確認文書を提出してください。
29	<u>交付要綱第3条第2項第二号ア～エいずれかを満たすことがわかる資料（いずれも写し）</u>	添付資料22	○	○	○	○	○	<p>該当する要件にかかる資料（案も可）を提出してください。</p> <p>（例）</p> <p>ア：株主名簿、株主の商業登記簿、出資意向書、融資意向書、関心表明書等と出資者等の商業登記簿</p> <p>イ：・施工申込書やO&M申込書、及び、申込先事業者の商業登記簿</p> <p>・O&M契約企業が再エネ設置地域の企業へ下請け委託する場合は委託契約書と下請け企業の商業登記簿</p> <p>ウ：需給管理に係る契約申込書と申込先事業者の商業登記簿</p> <p>エ：申請前に当社にご相談ください。</p>
30	最新の東京都エネルギー環境計画書制度におけるエネルギー環境計画書	添付資料23	○	○	○	○	○	直前に東京都に提出し、受理されたエネルギー環境計画書の写しを提出してください。

No.	提出書類	様式	太陽光発電	風力発電	水力発電	地熱発電	バイオマス発電	備考
31	最新の東京都エネルギー環境計画書制度におけるエネルギー状況報告書	添付資料24	○	○	○	○	○	直近に東京都に提出し、受理されたエネルギー状況報告書の写しを提出してください。
32	交付要綱第4条第1項一～三のいずれかを満たすことがわかる資料(写し)	添付資料25	△	△	△	△	△	<ul style="list-style-type: none"> ・本要件を活用される場合には、交付申請前に当社にご相談ください。 ・交付要綱第4条第2項により交付対象となる事業者の選定基準に定める交付要綱第4条第1項一の要件を満たす者として選定されたことを示す通知書の写しを提出してください。
33	実施要綱第5条第1項二における、中間評価に関する特例措置の対象である小売電気事業者であることが分かる資料	添付資料26	△	△	△	△	△	中間評価に関する特例措置の対象事業者である場合に提出してください。
34	2030年度までに再生可能エネルギー利用率を50%以上とするための計画書	添付資料27	△	△	△	△	△	項番30のエネルギー環境計画書に記載が無い場合に、同書類に準じて作成し、提出してください。
35	国等の補助金等において受領した交付決定通知書等(写し)	添付資料28	△	△	△	△	△	<ul style="list-style-type: none"> ・国等の補助金の交付を受ける場合に提出してください。 ・交付申請時点で国等の交付決定通知書を受領していない場合は、受領次第提出してください。
36	その他当社が必要と認める書類	添付資料29	△	△	△	△	△	その他、必要とする書類がある場合に提出してください。

(3) 実績報告時に必要な提出書類一覧

○:必須、△:対象の場合

No.	提出書類	様式	太陽光発電	風力発電	水力発電	地熱発電	バイオマス発電	備考
1	実績報告書兼助成金交付請求書	第16号様式	○	○	○	○	○	
2	助成対象事業経費内訳	共通様式1	○	○	○	○	○	
3	関係法令手続状況報告書	共通様式2	△	△	△	△	△	申請時から内容に更新がある場合（調整中の法令があった場合等）に提出してください。
4	第三者利用許可書、賃貸借契約書等（写し）	添付資料1	△	△	△	△	△	交付申請時に提出した資料について、確定資料（締結済契約書等）を提出してください。交付申請時から変更のない資料についての再提出は不要とします。
5	<u>実施要綱第4条第一号, 第二号を満たすことが分かる資料（写し）</u>	添付資料2	△	△	△	△	△	交付申請時に提出した資料について、確定資料を提出してください。交付申請時から変更のない資料についての再提出は不要とします。
6	工事に係る工程表	添付資料3	○	○	○	○	○	次の事項を記載してください。 ・第4号様式の設置場所番号 ・助成対象事業の名称 ・工事等契約日 ・交付決定日 ・工事の開始日及び完了日 ・試運転の開始日及び完了日 ・引渡日（設備・工事をそれぞれ記載） ・支払日 ・実績報告書の提出日
7	システム系統図	添付資料4	○	○	○	○	○	竣工後の図面を提出してください（記載方法は、交付申請時と同様です。）。
8	単線結線図	添付資料5	○	○	○	○	○	竣工後の図面を提出してください（記載方法は、交付申請時と同様です。）。
9	機器配置図	添付資料6	○	○	○	○	○	竣工後の図面を提出してください（記載方法は、交付申請時と同様です。）。
10	工事写真	添付資料7	○	○	○	○	○	・助成対象設備の工事前及び工事完了後の設置状態を示す写真を撮影し、提出してください。 ※写真はカラーで提出してください。
11	契約書（写し）	添付資料8	○	○	○	○	○	発注書又は発注請書でも可とします。
12	請求書（写し）	添付資料9	○	○	○	○	○	
13	領収書（写し）	添付資料10	○	○	○	○	○	領収書の金額に助成対象外経費が含まれる場合は、領収書の金額の助成対象経費と助成対象外経費の内訳が分かるように共通様式1を記載してください。
14	保証書又は出荷証明書（写し）	添付資料11	○	○	○	○	○	・設置住所を明記してください。 ・設置場所ごとにまとめて提出してください。 ・「事業実施計画書」（第4号様式）の2. 設備の概要と型式名等が突合できるようにしてください。 ・「事業実施計画書」（第4号様式）の2. 設備の概要の型式の表示が欠けず、アルファベットや数字等が明確に読み取れるものを提出してください。
15	引渡書（写し）	添付資料12	○	○	○	○	○	助成対象設備を設置する場所ごとに、助成対象設備の設置に係る工事完了日が分かる資料の写しを提出してください。
16	本事業で設置した再エネ設備を電源とする再エネ電力メニューのプレスリリースを行ったことがわかる資料	添付資料13	△	△	△	△	△	本事業で設置した再エネ設備から得られた電気及び環境価値を再エネ電力メニューにより供給する場合に提出してください。
17	許認可・権利関係等事業実施の前提となる事項等がわかる資料	添付資料14	○	○	○	○	○	交付申請時に提出した資料について、確定資料（許認可証等）を提出してください。

No.	提出書類	様式	太陽光発電	風力発電	水力発電	地熱発電	バイオマス発電	備考
18	電力会社との協議内容がわかる資料（写し）	添付資料15	○	○	○	○	○	電力購入に関する電力会社の文書（照会に対する回答文、電力工事負担金工事費、工事期間等）、協議に関する議事録等、電力会社との協議が整っていることを確認できる資料を提出してください（例：接続契約のご案内）。
19	<u>交付要綱第3条第2項第一号を満たすことがわかる資料（写し）</u>	添付資料16	○	○	○	○	○	交付申請時に提出した資料について、確定資料（締結済協定書等）を提出してください。 交付申請時から変更のない資料についての再提出は不要です。
20	<u>交付要綱第3条第2項第二号ア～エいずれかを満たすことがわかる資料（いずれも写し）</u>	添付資料17	○	○	○	○	○	交付申請時に提出した資料について、確定資料（締結済契約書等）を提出してください。なお、交付申請時から変更のない資料についての再提出は不要です。
21	東京都エネルギー環境計画書制度における最新のメニュー別報告	添付資料18	△	△	△	△	△	実績報告年度の前年度に再エネ電力メニューによる都内への電力供給を開始した場合には提出してください。
22	<u>再エネ設備情報及び電力供給の取組内容の公表資料</u>	添付資料19	○	○	○	○	○	次の事項が記載されている資料を提出してください。 ・設置した設備の概要（設備種別、容量等） ・設備の設置場所及び供給場所 ・設置目的 ・公表日 ※交付要綱第4条第一～三号の要件を活用して申請した場合には、新しい技術の活用や工夫を凝らした手法、事業者自身がこれまで開発実績のない新たな地域における開発であること等についても公表する等、積極的な情報発信を行ってください。
23	国等の補助金等において受領した交付額確定通知書等（写し）	添付資料20	△	△	△	△	△	国等の助成金等の交付を受ける場合に提出してください。 ・実績報告書提出時に国等の交付額決定通知書の受領が間に合わない場合は、公社に相談してください。 ・公社から指示がある場合は、国等の補助金等に係る交付要綱、提出書類等を併せて提出してください。
24	<u>振込口座が確認できる資料</u>	添付資料21	○	○	○	○	○	振込口座が確認できる資料（通帳等の写し）を提出してください。
25	その他公社が必要と認める書類	添付資料22	△	△	△	△	△	その他、必要とする書類がある場合、申請時から変更があった書類は提出してください。 例：交付申請時に案として提出した資料の確定資料

5. 申請書類について

5.1 添付資料に関する注意事項等

(1) 実施要綱第4条第一号, 第二号を満たすことが分かる資料 (写し)

(交付申請：添付資料4、実績報告：添付資料2)

以下の内容が分かる資料を提出してください。

- ① 再エネ電力メニューまたは電力販売契約（オフサイトコーポレート PPA）の電源が特定でき、かつ、本事業で設置した再エネ設備が含まれること。
- ② 本事業で設置した再エネ設備から得られた環境価値を電気から切り離さず、再生可能エネルギー電力として供給すること。
- ③ 再エネ電力メニューによる供給の場合、契約者が都内に受電点を有する電力需要家に限定されること。
- ④ 電力販売契約による供給の場合、受電点が都内であること。
- ⑤ 供給期間が10年以上であること。
- ⑥ 都を供給区域とするみなし小売電気事業者（電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第2条第2項に規定する「みなし小売電気事業者」をいう。）が供給する低圧の規制料金メニューの料金又は高圧及び特別高圧の標準メニューの料金（ただし、助成対象事業の供給開始時点における料金とする。）を少なくとも10年間下回る料金設定であること。

(2) 交付要綱第3条第2項第一号を満たすことがわかる資料 (写し)

(交付申請：添付資料21、実績報告：添付資料16)

アを満たすことが分かる資料

- ・ 各設置場所の発電出力が50kW以上の場合、提出が必須です。
- ・ 自治体等と締結した、非常時における助成対象設備の利活用に係る協定書や協議書等の写しを提出してください。
- ・ 自治体等が協定締結を求めない場合、協定締結を求めない意向である旨の記載書類（当該自治体の管理職以上の役職者が認めたことが分かる書類）を提出してください。
- ・ 上記について、交付申請時は案でも可能です。実績報告時に締結済みの協定書や協議書等の写しや、自治体等が協定締結を求めない意向である旨の記載書類の写し（確定資料）を提出してください。

イを満たすことが分かる資料

- ・ 各設置場所の発電出力が50kW以上の場合、提出が必須です。
- ・ 以下①②の両方の写しを提出してください。
 - ① 再エネ設置地域の自治体へ事前説明を行った際の議事録
 - ② 周辺地域に向けた説明会または戸別訪問等による事前説明を行った際の配布資料（説明日や説明内容等が分かるもの）
- ・ 再エネ設備が建物屋上への設置の場合、自治体への説明及び周辺地域への事前説明を、周辺地域への事前周知（資料の配布）に代えることができます。その場合、事前周知資料の写しを提出してください。
- ・ 交付申請時は案でも可能です。実績報告時に確定資料を提出してください。

(3) 交付要綱第3条第2項第二号ア～エいずれかを満たすことがわかる資料（いずれも写し）
（交付申請：添付資料 22、実績報告：添付資料 17）

- ・ 複数の設置場所がある場合、設置場所それぞれについて①②の両方を提出してください。
- ・ ア～エいずれの場合も、②の提出は必須です。
- ・ ②について、本社や主たる事業所の所在地が再エネ設置地域の区市町村であることを確認してください。
- ・ エを選択する場合、交付申請前に公社へご相談ください。
- ・ 交付申請時は案でも可能です。実績報告時に確定資料を提出してください。

	①	②
ア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株主名簿 ・ 株主の商業登記簿 ・ 出資意向書、融資意向書、関心表明書等 	①に係る再エネ設置地域事業者の商業登記簿の写し（法人ではなく個人事業主である場合は、青色申告者であることを証明する書類（※）をご提出ください。）
イ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工申込書 ・ O&M 申込書 等 	
エ	O&M 契約企業から再エネ設置地域の企業への 下請け委託契約書 等	

※青色申告者であることを証明する書類（写し）

- ・ 直近一年分
 - ・ 以下のいずれかと開業届（写し）
 - ①税務代理権限証明書
 - ②税理士・会計士等による青色申告内容が事実と相違ないことの証明（任意様式）
 - ③税務署の受領印が押された確定申告書と所得税青色申告決算書の写し
- ※マイナンバーが記載されている箇所は黒塗りにしてください。
- ④事業所得に係る納税証明書等の写し等

(4) 再エネ設備情報及び電力供給の取組内容の公表資料

（実績報告：添付資料 19）

以下の内容を対外的に公表したことが分かる資料を提出してください。

例：ホームページの写しやホームページの URL、業界紙の写し等

- ・ 設置した設備の概要（設備種別(ex. 太陽光や風力など)、容量等）
- ・ 設備の設置場所及び供給場所
- ・ 設置目的
- ・ 公表日

※再エネ率 50%を超えている小売電気事業者で交付要綱第4条第1項に規定する要件を活用し本事業を申請した場合（「2. 2 助成対象事業者」参照）、新しい技術の活用や工夫を凝らした手法、又は事業者自身がこれまで開発実績のない新たな地域における開発であること等について、積極的な情報発信を行ってください。

例：自社 Web サイトに電源開発の紹介動画を掲載、イベントに出展し事業紹介をする等

(7) 振込口座が確認できる資料（実績報告：添付資料 21）

金融機関名（コード）、支店名（コード）、預金種類、口座番号、カタカナの口座名義等の助成金振込口座情報が明記されている通帳のコピー等を提出してください。

- ・ 助成金申請者（共同申請者を含む）と同一の口座名義としてください。
- ・ インターネットバンキング等で通帳不発行の場合は、金融機関発行のもの又は金融機関ホームページのログイン後画面の写しで、金融機関名（コード）、支店名（コード）、預金種類、口座番号、カタカナの口座名義が確認できるものを提出ください。

5.2 添付資料作成例

① 見積作成の例 【太陽光発電の場合】

見本

令和XX年XX月XX日

御見積書

株式会社△△ 御中

株式会社〇〇

合計	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	(税抜)
助成事業名称：〇△□導入事業		
納 期：		
お支払い条件：検収翌月末までに現金支払		
見積有効期限：令和XX年XX月XX日		
納入現場名：設置場所名称・住所等		
見積照会番号：×××-×××		

都市環境事業部

開発課

東京都新宿区〇〇0丁目

tel:03-1234-5678

項目	内容	数量	単位	単価	金額	備考
	設備費	1	式	〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	
	工事費	1	式	〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	
	諸経費	1	式	〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	
	※各項目の詳細は次ページへ記載					
	事業費合計				〇〇,〇〇〇,〇〇〇	

※蓄電池を導入する場合、再エネ設備設置工事とは項目を分けて蓄電池工事費を記載してください

特記事項

明細番号	品名・型式	数量	単位	単価	金額	備考
【設備費】						
〇〇	モジュール メーカー 型式			〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	
〇〇	PCS メーカー 型式			〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	
〇〇	PCS メーカー 型式			〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	
〇〇	接続箱			〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	
〇〇	計測装置・表示モニター			〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	
〇〇	太陽光設置架台			〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	
〇〇	●●●●			〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	
〇〇	●●●●					
設備費 小計				〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	
【工事費】						
B-1	モジュール設置工事			〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	
B-2	配線工事材料			〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	
B-3	キュービクル改造工事			〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	
B-4	モジュール運搬費			〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	
B-5	養生費					
工事費 小計				〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	
B-6	諸経費			〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	

明細内で助成対象と助成対象外を分けて記載してください。

第4号様式や各図面の見積明細番号と一致させてください。

明細内で助成対象と助成対象外を分けて記載してください。

- ・ 明細内で助成対象経費とそれ以外の経費を分けてください。両者を含む一式的記載は不可です。
- ・ 助成対象外設備と共通で利用する設備がある場合は、「2.4 助成対象経費」を参考に経費を按分し、別紙に按分の計算過程を明記してください。
- ・ 50万円以上の主要な機器については、システム系統図、単線結線図または機器配置図のいずれか一つには明細番号を必ず記載してください。

② 領収書作成の例 【太陽光発電の場合】

見本

令和XX年XX月XX日

領 収 書収入
印紙

〇〇〇株式会社 御中

株式会社 □□

創エネ推進部

合計金額(税込)： 〇〇,〇〇〇,〇〇〇

東京都江東区□□□-3-3-3

TEL:03-22222-2222

但し、として

上記の金額、正に受領致しました

事業名：太陽光発電導入事業

領収書No：

見積照会No

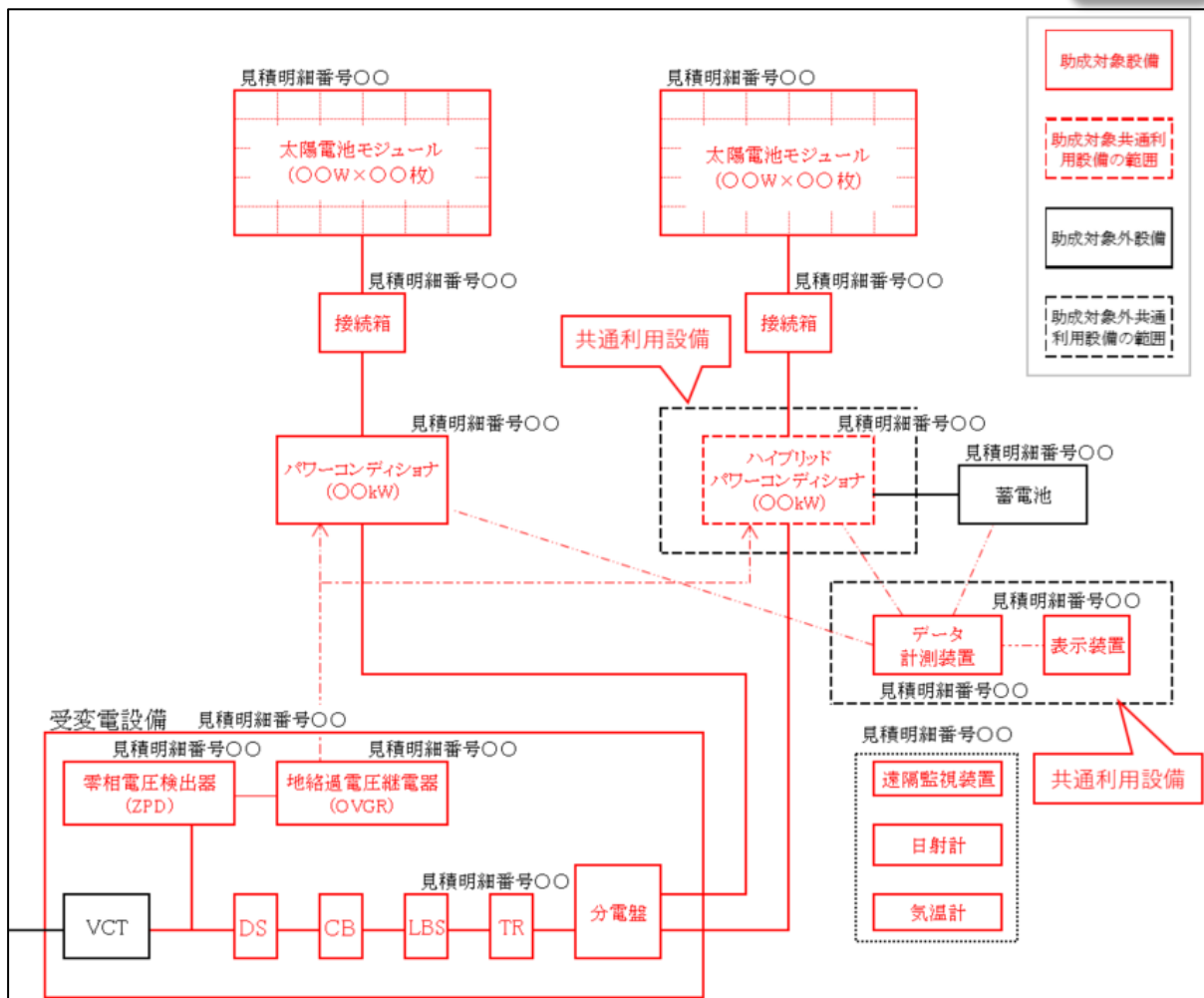
項目	内容	数量	単位	単価	金額	備考
	太陽光設備費	1	式	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	
	太陽光設備工事	1	式	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	
	処分費	1	式	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	
	諸経費	1	式	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	

事業費の精算が確認できるよう、領収書等を準備してください。

備考：

③ システム系統図
【太陽光発電の場合】

見本

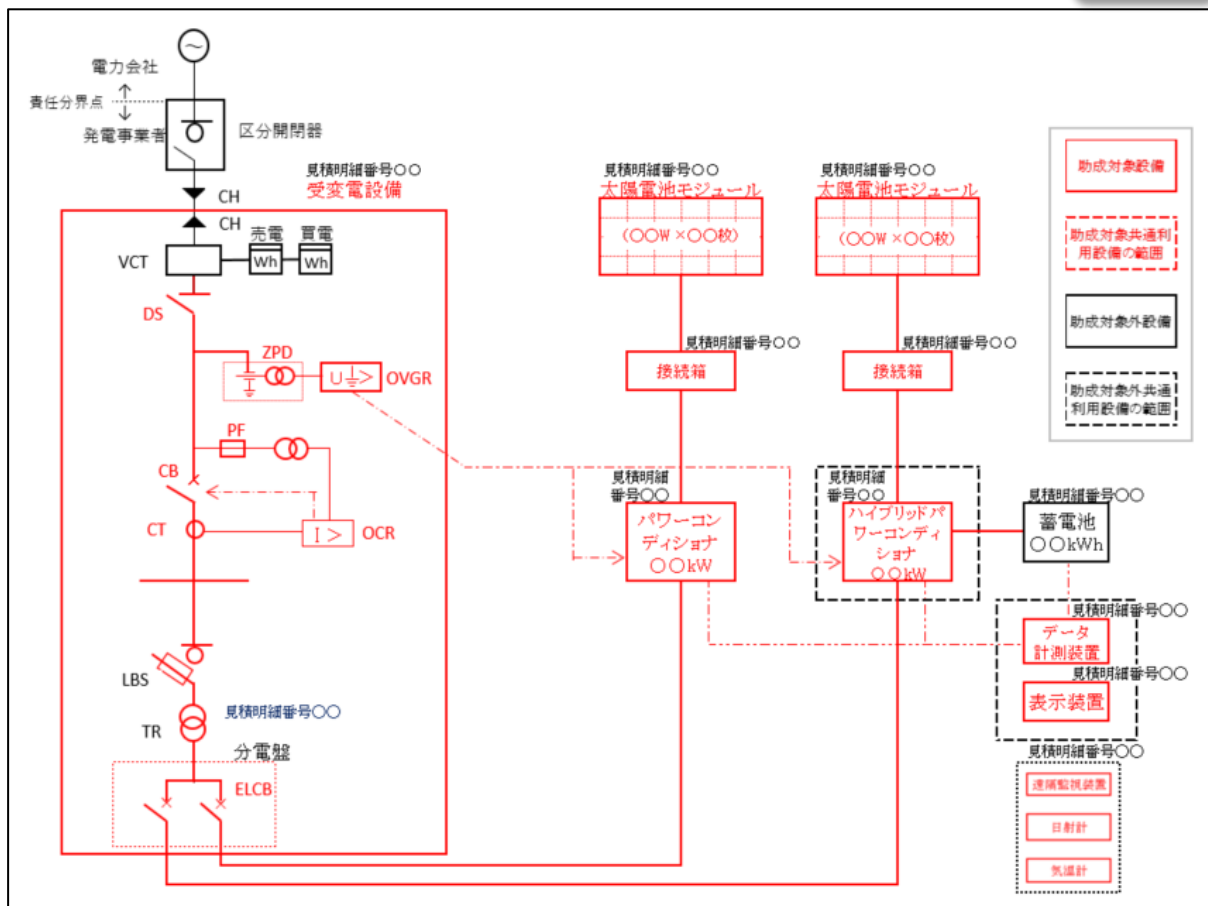


以下の内容を明確に記載・表現してください。

- 助成対象となる設備間の関係性や電気の流れが確認できるよう記載してください。
- 50万円以上の主要な機器については必ず記載してください。
- 発電設備については、機器の能力（出力、容量、機器能力）を記載してください。助成対象範囲と対象外範囲を明確に色分けし（例：助成対象範囲を赤色、助成対象範囲外を黒色）、凡例等で示してください。
- 複数の設備（既設も含む）を記載する場合は、全体の配置が分かるようにしてください。
- 助成対象機器の名称の近傍に、「事業実施計画書」（第4号様式）の2. 設備の概要及び「助成対象事業経費内訳」（共通様式1）に記載されている見積番号を記載してください。

④ 単線結線図
【太陽光発電の場合】

見本



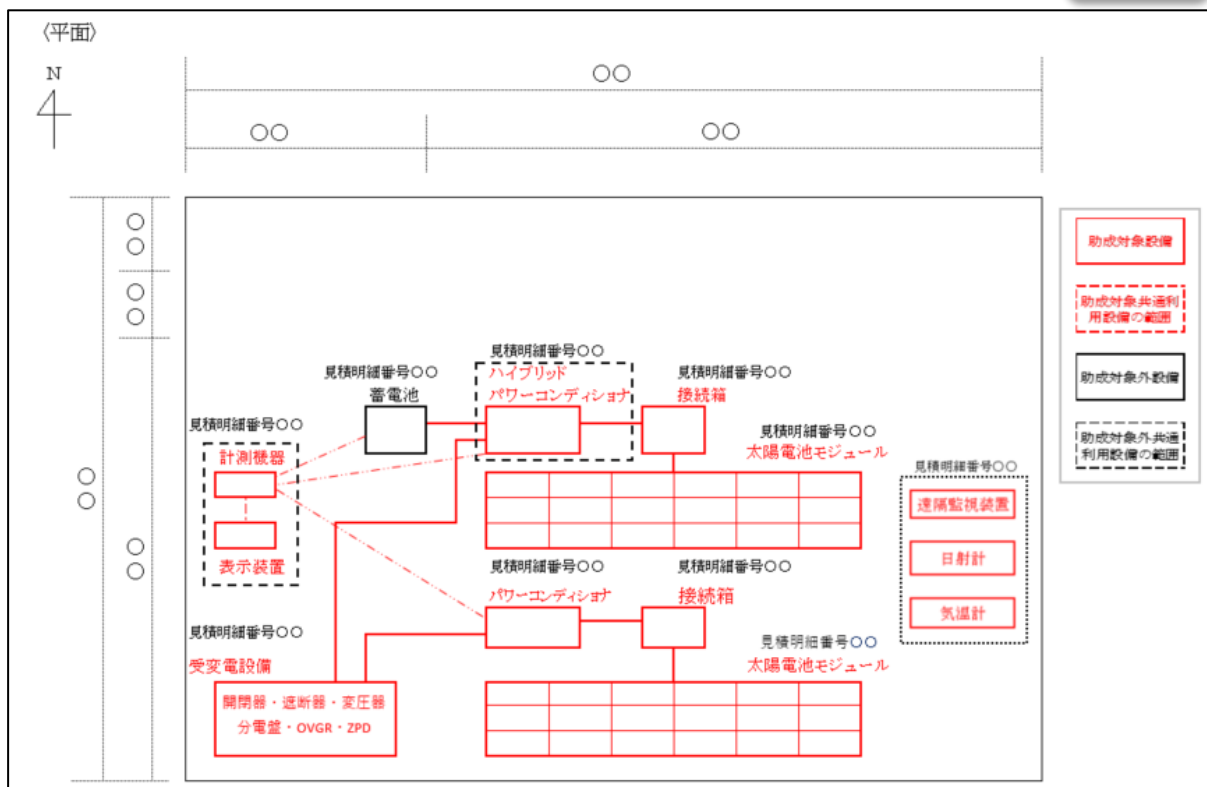
以下の内容を明確に記載・表現してください。

- 助成対象となる発電設備等を確認できるよう作成してください。
- 50万円以上の主要な機器については必ず記載してください。
- 助成対象範囲と対象外範囲を明確に色分けし（例：助成対象範囲を赤色、助成対象範囲外を黒色）、凡例等で示してください。
- 複数の設備（既設も含む）を記載する場合は、全体の配置が分かるようにしてください。
- 電力会社との責任分界点から、発電設備までの接続を確認できるよう記載してください。
- 発電設備が構内電気系統と接続する連系点を記入し、明確に分かるように色分け等してください。なお、連系点が複数ある場合には、全数記載してください。
- 助成対象機器の名称の近傍に、「事業実施計画書」（第4号様式）の2. 設備の概要及び「助成対象事業経費内訳」（共通様式1）に記載されている見積明細番号を記載してください。

⑤ 機器配置図

【太陽光発電の場合】

見本



以下の内容を明確に記載・表現してください。

- 導入設備と設置場所の寸法を記載した平面図を作成してください。
- 「事業実施計画書」（第4号様式）の2. 設備の概要へ記載した機器は全て記載してください。その他の機器については50万円以上の主要な機器については必ず記載してください。
- 助成対象範囲と対象外範囲を明確に色分けし（例：助成対象範囲を赤色、助成対象範囲外を黒色）、凡例等で示してください。
- 複数の設備（既設も含む）を記載する場合は、全体の配置が分かるようにしてください。また、共通利用設備がある場合は、その範囲を示してください。
- 助成対象機器の名称の近傍に、「事業実施計画書」（第4号様式）の2. 設備の概要及び「助成対象事業経費内訳」（共通様式1）に記載されている見積番号を記載してください。

6. よくある質問

6.1 助成金制度について

Q. 101 交付申請後に高度化法対象事業者になった場合はどうなりますか。

A. 101 交付申請時点で高度化法対象事業者でなければ、その後に対象になったとしても問題ありません。

Q. 102 再エネ設備の設置地域は、関東圏外（東京電力管外）でも問題ないですか。

A. 102 再エネ設備の設置地域に制限はありません。要件を満たすものであればご申請いただけます。

Q. 103 都内需要先施設が2か所以上の計画でも申請できますか。

A. 103 可能です（「3.4 事業計画作成及び申請にあたっての留意事項」）。

Q. 104 発電設備が2か所以上の計画でも申請できますか。

A. 104 可能です（「3.4 事業計画作成及び申請にあたっての留意事項」）。

Q. 105 交付要綱第3条第2項第2号工の「その他公社が認める再エネ設置地域との関係構築」とは何ですか。

A. 105 交付要綱第3条第2項第2号ア～ウに準ずるような再エネ設置地域における雇用創出や地域貢献となる取り組みが該当します。

Q. 106 今年度に不交付決定となった場合、来年度に申請することはできますか。

A. 106 事業内容を見直し、助成事業の要件を満たせば申請することができます。申請方法等は年度ごとに手引き・様式等をご確認ください。

Q. 107 図面ができたので申請前に確認していただけますか。

A. 107 事前審査は行っていません。ご了承ください。

6.2 助成対象について

Q. 201 都外に再エネ設備を設置し、都内の特定の施設に電気を供給し、当該施設で消費する事業は助成対象となりますか。

A. 201 助成対象となります。

Q. 202 都内需要先施設の受電設備に係る工事費は助成対象経費となりますか。

A. 202 助成対象外となります。再エネ設備連系用遮断器までを助成対象範囲とします。

Q. 203 電力会社へ支払う工事負担金について、必要経費のため助成対象経費に含めてもよいですか。

A. 203 系統連系に係る費用は助成対象外範囲のため、工事負担金は助成対象外となります。

6.3 申請方法について

Q. 301 交付申請時に提出する見積書（添付資料4）は何社分必要ですか。

A. 301 2社以上からの競争により選定した見積書をご提出ください（「2.7 契約等」）。

Q. 302 社印の押印は必要ですか。

A. 302 不要です。公社の様式は基本的にハンコレスです。

Q. 303 各種添付資料のフォーマットはありますか。

A. 303 公社が作成した様式（第●号様式及び共通様式●）以外のフォーマットはありませんので、任意書式にてご提出ください。

Q. 304 交付申請時の登記簿謄本（現在事項全部証明書）の写し（添付資料2）、設置場所（建物又は土地）の全部事項証明書の写し（添付資料3）は登記情報提供サービスで取得したものでよいですか。

A. 304 法務局発行（発行から3か月以内）のもののみ有効です。

6.4 その他

Q. 401 助成金交付予定先は助成対象事業者（共同申請者も含む）以外でもよいですか。

A. 401 助成金の交付対象は助成対象事業者（共同申請者も含む）とします。

リース事業者との共同申請の場合、実施要綱第3条第七号イの規定により、助成金の交付対象はリース事業者となることが望ましいです。

Q. 402 自治体との協定を締結する際に、だれが締結すればいいですか。

A. 402 助成対象事業者（共同申請者も含む）と自治体等が協定を締結してください。

Q. 403 交付要綱第3条第2項第二号エに係る「関係構築」というのは、どういったものが対象になりますか。

A. 403 交付要綱第3条第2項第二号エを選択される場合は、事前に公社までご相談ください。少ないとも助成対象設備に係るもの、かつ継続性があるものであることが必要となります。

Q. 404 交付要綱第3条第2項第一号に係る自治体等との協定書等は、交付申請時点で内容が確定し、契約締結していなければなりませんか（交付申請：添付資料21）。

A. 404 交付申請時は協議書等の案でも申請いただけます。ただし、実績報告時にご提出いただく確定資料（実績報告：添付資料16）と内容に大きな相違が無いように、十分に事前調整及び検討を進めてください。

Q. 405 発電設備を2カ所以上の自治体に設置し電力をまとめて都内に送電する場合、協定書等の

締結先はどの自治体になりますか。

A. 405 設置先全ての自治体等との協定締結が必要となります。

Q. 406 発電設備を2カ所以上の自治体に設置し電力をまとめて都内に送電する場合、関係構築をとる設置地域はどこになりますか。

A. 406 設置先全ての地域との関係構築が必要となります。

Q. 407 自治体等との協定締結にかかった費用は助成対象となりますか。

A. 407 助成対象設備と関係のないものは対象外となります。

Q. 408 許認可・権利関係等事業実施の前提となる事項等とは具体的にどのようなものがありますか。

A. 408 設置地域の土地や事情等により、許認可（届出）、権利使用（又は取得）等の必要な手続きは異なります。申請者の責任において、必要な全ての手続きを確認の上、実施してください。許認可や権利の取得に時間が掛かる場合、申請できない可能性がありますのでご注意ください。実施した内容は、許認可・権利関係等事業実施の前提となる事項等がわかる資料（交付申請：添付資料 19、実績報告：添付資料 14）としてご提出ください。

Q. 409 工事前写真には何が写っていればいいですか。

A. 409 工事着工前の設備設置場所の全景が写っている写真を提出してください。

小売電気事業者による再エネ電源先行拡大事業
助成金申請の手引き

Ver.2.1

□発行・編集 令和6年12月

公益財団法人東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター
(愛称：クール・ネット東京)
〒163-0817
東京都新宿区西新宿2-4-1
新宿NSビル17階